

平成28年度

生駒市地域防災計画修正（案）新旧対照表

【資料編】

生駒市防災会議

頁	行目等	修正前				修正後(案)																																			
	【災害対応マニュアル】	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="427 352 557 531">救援衛生部</td> <td data-bbox="557 352 774 531">被災者救援班</td> <td data-bbox="774 352 1020 531">市民課、課税課(兼任)、 収税課(兼任)、人権施策課、 人権文化センター、男女共同参画プラザ、 学校給食センター(兼任)</td> <td data-bbox="1020 352 1590 531">緊急輸送体制の整備(p28) 食料、生活必需品の供給(p58) 義援金、救援物資の受入れ(p82) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 531 557 657"></td> <td data-bbox="557 531 774 657">調査班</td> <td data-bbox="774 531 1020 657">課税課(兼任)、収税課(兼任)、 市民活動推進課(兼任)、市民活動推進センター(兼任)</td> <td data-bbox="1020 531 1590 657">警戒区域の設定(p39) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成(p91) 災害復興(p94)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 657 557 982"></td> <td data-bbox="557 657 774 982">経済班</td> <td data-bbox="774 657 1020 982">経済振興課、農業委員会事務局、 高山竹林園、いこまの魅力創造課</td> <td data-bbox="1020 657 1590 982">情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 公共土木施設等の応急措置(p47) 事故対応(p51) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 農林業災害復旧資金の相談、斡旋(p89) 中小企業の再建資金の相談、斡旋(p90) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 982 557 1339"></td> <td data-bbox="557 982 774 1339">衛生班</td> <td data-bbox="774 982 1020 1339">環境保全課、環境モデル都市推進課、 清掃リレーセンター</td> <td data-bbox="1020 982 1590 1339">情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 事故対応(p51) 行方不明者の搜索及び遺体の火葬等(p60、61) 動物等の収容対策(p64) 災害廃棄物の処理(p65、66) 生活ごみ・粗大ごみ等の処理(p67) し尿処理(p68) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 災害復興(p94)</td> </tr> </table>				救援衛生部	被災者救援班	市民課、課税課(兼任)、 収税課(兼任)、人権施策課、 人権文化センター、男女共同参画プラザ、 学校給食センター(兼任)	緊急輸送体制の整備(p28) 食料、生活必需品の供給(p58) 義援金、救援物資の受入れ(p82) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)		調査班	課税課(兼任)、収税課(兼任)、 市民活動推進課(兼任)、市民活動推進センター(兼任)	警戒区域の設定(p39) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成(p91) 災害復興(p94)		経済班	経済振興課、農業委員会事務局、 高山竹林園、いこまの魅力創造課	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 公共土木施設等の応急措置(p47) 事故対応(p51) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 農林業災害復旧資金の相談、斡旋(p89) 中小企業の再建資金の相談、斡旋(p90) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)		衛生班	環境保全課、環境モデル都市推進課、 清掃リレーセンター	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 事故対応(p51) 行方不明者の搜索及び遺体の火葬等(p60、61) 動物等の収容対策(p64) 災害廃棄物の処理(p65、66) 生活ごみ・粗大ごみ等の処理(p67) し尿処理(p68) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 災害復興(p94)	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1608 352 1739 531">救援衛生部</td> <td data-bbox="1739 352 1955 531">被災者救援班</td> <td data-bbox="1955 352 2202 531">市民課、課税課(兼任)、 収税課(兼任)、人権施策課、 人権文化センター、男女共同参画プラザ、 学校給食センター(兼任)</td> <td data-bbox="2202 352 2772 531">緊急輸送体制の整備(p28) 食料、生活必需品の供給(p58) 義援金、救援物資の受入れ(p82) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 531 1739 657"></td> <td data-bbox="1739 531 1955 657">調査班</td> <td data-bbox="1955 531 2202 657">課税課(兼任)、収税課(兼任)、 市民活動推進課(兼任)、市民活動推進センター(兼任)</td> <td data-bbox="2202 531 2772 657">警戒区域の設定(p39) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成(p91) 災害復興(p94)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 657 1739 1014"></td> <td data-bbox="1739 657 1955 1014">経済班</td> <td data-bbox="1955 657 2202 1014">経済振興課、農業委員会事務局、 高山竹林園、いこまの魅力創造課</td> <td data-bbox="2202 657 2772 1014">情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 水防活動(p42) 公共土木施設等の応急措置(p47) 事故対応(p51) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 農林業災害復旧資金の相談、斡旋(p89) 中小企業の再建資金の相談、斡旋(p90) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1014 1739 1371"></td> <td data-bbox="1739 1014 1955 1371">衛生班</td> <td data-bbox="1955 1014 2202 1371">環境保全課、環境モデル都市推進課、 清掃リレーセンター</td> <td data-bbox="2202 1014 2772 1371">情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 事故対応(p51) 行方不明者の搜索及び遺体の火葬等(p60、61) 動物等の収容対策(p64) 災害廃棄物の処理(p65、66) 生活ごみ・粗大ごみ等の処理(p67) し尿処理(p68) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 災害復興(p94)</td> </tr> </table>				救援衛生部	被災者救援班	市民課、課税課(兼任)、 収税課(兼任)、人権施策課、 人権文化センター、男女共同参画プラザ、 学校給食センター(兼任)	緊急輸送体制の整備(p28) 食料、生活必需品の供給(p58) 義援金、救援物資の受入れ(p82) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)		調査班	課税課(兼任)、収税課(兼任)、 市民活動推進課(兼任)、市民活動推進センター(兼任)	警戒区域の設定(p39) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成(p91) 災害復興(p94)		経済班	経済振興課、農業委員会事務局、 高山竹林園、いこまの魅力創造課	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 水防活動(p42) 公共土木施設等の応急措置(p47) 事故対応(p51) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 農林業災害復旧資金の相談、斡旋(p89) 中小企業の再建資金の相談、斡旋(p90) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)		衛生班	環境保全課、環境モデル都市推進課、 清掃リレーセンター	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 事故対応(p51) 行方不明者の搜索及び遺体の火葬等(p60、61) 動物等の収容対策(p64) 災害廃棄物の処理(p65、66) 生活ごみ・粗大ごみ等の処理(p67) し尿処理(p68) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 災害復興(p94)
救援衛生部	被災者救援班	市民課、課税課(兼任)、 収税課(兼任)、人権施策課、 人権文化センター、男女共同参画プラザ、 学校給食センター(兼任)	緊急輸送体制の整備(p28) 食料、生活必需品の供給(p58) 義援金、救援物資の受入れ(p82) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)																																						
	調査班	課税課(兼任)、収税課(兼任)、 市民活動推進課(兼任)、市民活動推進センター(兼任)	警戒区域の設定(p39) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成(p91) 災害復興(p94)																																						
	経済班	経済振興課、農業委員会事務局、 高山竹林園、いこまの魅力創造課	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 公共土木施設等の応急措置(p47) 事故対応(p51) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 農林業災害復旧資金の相談、斡旋(p89) 中小企業の再建資金の相談、斡旋(p90) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)																																						
	衛生班	環境保全課、環境モデル都市推進課、 清掃リレーセンター	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 事故対応(p51) 行方不明者の搜索及び遺体の火葬等(p60、61) 動物等の収容対策(p64) 災害廃棄物の処理(p65、66) 生活ごみ・粗大ごみ等の処理(p67) し尿処理(p68) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 災害復興(p94)																																						
救援衛生部	被災者救援班	市民課、課税課(兼任)、 収税課(兼任)、人権施策課、 人権文化センター、男女共同参画プラザ、 学校給食センター(兼任)	緊急輸送体制の整備(p28) 食料、生活必需品の供給(p58) 義援金、救援物資の受入れ(p82) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)																																						
	調査班	課税課(兼任)、収税課(兼任)、 市民活動推進課(兼任)、市民活動推進センター(兼任)	警戒区域の設定(p39) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成(p91) 災害復興(p94)																																						
	経済班	経済振興課、農業委員会事務局、 高山竹林園、いこまの魅力創造課	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 水防活動(p42) 公共土木施設等の応急措置(p47) 事故対応(p51) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 農林業災害復旧資金の相談、斡旋(p89) 中小企業の再建資金の相談、斡旋(p90) 被災者の生活支援(p92) 災害復興(p94)																																						
	衛生班	環境保全課、環境モデル都市推進課、 清掃リレーセンター	情報収集・整理・伝達(p26) 支援体制の整備(p31) 事故対応(p51) 行方不明者の搜索及び遺体の火葬等(p60、61) 動物等の収容対策(p64) 災害廃棄物の処理(p65、66) 生活ごみ・粗大ごみ等の処理(p67) し尿処理(p68) 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画(p87) 災害復興(p94)																																						

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																								
38	<p>【災害対応マニュアル編】</p> <p>第3章</p> <p>生命を守る対策</p> <p>第1節</p> <p>避難行動</p> <p>1 避難勧告等の発令</p>	<p>■避難勧告等の発令判断基準</p> <p>避難勧告等の発令は、原則として、下表のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域の接近状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。</p> <p>□水害（竜田川、富雄川）</p> <table border="1" data-bbox="454 537 1581 961"> <thead> <tr> <th>対象地区</th> <th>浸水が想定される地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ため池等の漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 大雨注意報や降水短時間予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 水位周知河川が氾濫した場合 ため池等の異常な漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫により家屋が倒壊するおそれがある場合 ため池等の異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>□上砂災害</p> <table border="1" data-bbox="454 1037 1581 1791"> <thead> <tr> <th>避難種別</th> <th>現地状況等による基準</th> <th>土砂災害警戒判定メッシュ情報等による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表された場合 累積雨量が100mmを超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 特別警報が発表された場合 3時間雨量が145mm（生駒市における大雨特別警報の基準値）以上の場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、溪流の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 </td> </tr> </tbody> </table>	対象地区	浸水が想定される地域	避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ため池等の漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 大雨注意報や降水短時間予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 水位周知河川が氾濫した場合 ため池等の異常な漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫により家屋が倒壊するおそれがある場合 ため池等の異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 	避難種別	現地状況等による基準	土砂災害警戒判定メッシュ情報等による基準	避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表された場合 累積雨量が100mmを超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 特別警報が発表された場合 3時間雨量が145mm（生駒市における大雨特別警報の基準値）以上の場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、溪流の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 	<p>■避難勧告等の発令判断基準</p> <p>避難勧告等の発令は、原則として、下表のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域の接近状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。</p> <p>□水害（竜田川、富雄川）</p> <table border="1" data-bbox="1641 537 2769 961"> <thead> <tr> <th>対象地区</th> <th>浸水が想定される地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ため池等の漏水等が発見された場合 避難判断水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 大雨注意報や降水短時間予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 水位周知河川が氾濫した場合 ため池等の異常な漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫により家屋が倒壊するおそれがある場合 ため池等の異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>□上砂災害</p> <table border="1" data-bbox="1641 1037 2769 1791"> <thead> <tr> <th>避難種別</th> <th>現地状況等による基準</th> <th>土砂災害警戒判定メッシュ情報等による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表された場合 累積雨量が100mmを超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 特別警報が発表された場合 3時間雨量が145mm（生駒市における大雨特別警報の基準値）以上の場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、溪流の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 </td> </tr> </tbody> </table>	対象地区	浸水が想定される地域	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ため池等の漏水等が発見された場合 避難判断水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 大雨注意報や降水短時間予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 水位周知河川が氾濫した場合 ため池等の異常な漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫により家屋が倒壊するおそれがある場合 ため池等の異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 	避難種別	現地状況等による基準	土砂災害警戒判定メッシュ情報等による基準	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表された場合 累積雨量が100mmを超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 特別警報が発表された場合 3時間雨量が145mm（生駒市における大雨特別警報の基準値）以上の場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、溪流の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
対象地区	浸水が想定される地域																																										
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ため池等の漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 大雨注意報や降水短時間予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 																																										
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 水位周知河川が氾濫した場合 ため池等の異常な漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 																																										
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫により家屋が倒壊するおそれがある場合 ため池等の異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 																																										
避難種別	現地状況等による基準	土砂災害警戒判定メッシュ情報等による基準																																									
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表された場合 累積雨量が100mmを超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 																																									
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 特別警報が発表された場合 3時間雨量が145mm（生駒市における大雨特別警報の基準値）以上の場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 																																									
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、溪流の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 																																									
対象地区	浸水が想定される地域																																										
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ため池等の漏水等が発見された場合 避難判断水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 大雨注意報や降水短時間予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 																																										
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 水位周知河川が氾濫した場合 ため池等の異常な漏水等が発見された場合 氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 																																										
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫により家屋が倒壊するおそれがある場合 ため池等の異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 																																										
避難種別	現地状況等による基準	土砂災害警戒判定メッシュ情報等による基準																																									
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表された場合 累積雨量が100mmを超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 																																									
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 特別警報が発表された場合 3時間雨量が145mm（生駒市における大雨特別警報の基準値）以上の場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 																																									
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、溪流の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 																																									

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																																																																																																						
39	【災害対応マニュアル】	<p>2 警戒区域の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>実施内容</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1 消防部長は、警戒区域等を設定する</td> <td>1-1 <input type="checkbox"/> 災害活動班長</td> <td>法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 <input type="checkbox"/> 災害活動班長</td> <td>現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-3 <input type="checkbox"/> 災害活動班長</td> <td>警戒区域の設定について、情報収集整理班に報告する</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 本部事務局長は、警戒区域等の設定を周知する</td> <td>2-1 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長</td> <td>災害活動班、生駒警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長</td> <td>警戒区域の設定状況を取りまとめ、広報班に広報を依頼する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-3 <input type="checkbox"/> 広報班長</td> <td>警戒区域の設定状況をホームページ、報道機関等を通じて広報する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 本部事務局長は、警戒区域等のパトロールを実施する</td> <td>3-1 <input type="checkbox"/> 統括班長</td> <td>災害活動班と連携して、生駒警察署の協力を得て、防犯等のパトロールを実施する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■警戒区域の設定権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>種類</th> <th>要件(内容)</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般</td> <td>市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第73条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td rowspan="2">災害全般</td> <td>市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>水災除く災害</td> <td>火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)</td> <td>消防法第28条</td> </tr> <tr> <td>消防長又は消防署長</td> <td>ガス、火薬、危険物の漏えい等</td> <td>火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)</td> <td>消防法第23条の2</td> </tr> <tr> <td>消防職員又は消防団員</td> <td>洪水</td> <td>水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)</td> <td>水防法第21条</td> </tr> </tbody> </table>	業務	実施内容	参照	業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき			1 消防部長は、警戒区域等を設定する	1-1 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する		1-2 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる		1-3 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	警戒区域の設定について、情報収集整理班に報告する		業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき			2 本部事務局長は、警戒区域等の設定を周知する	2-1 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	災害活動班、生駒警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する		2-2 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	警戒区域の設定状況を取りまとめ、広報班に広報を依頼する		2-3 <input type="checkbox"/> 広報班長	警戒区域の設定状況をホームページ、報道機関等を通じて広報する		3 本部事務局長は、警戒区域等のパトロールを実施する	3-1 <input type="checkbox"/> 統括班長	災害活動班と連携して、生駒警察署の協力を得て、防犯等のパトロールを実施する		設定権者	種類	要件(内容)	根拠法	市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条	知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条	警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条	自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合	災害対策基本法第63条	消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条	消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2	消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条	<p>2 警戒区域の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>実施内容</th> <th>参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1 市長又は消防部長は、警戒区域等を設定する</td> <td>1-1 <input type="checkbox"/> 災害活動班長</td> <td>法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 <input type="checkbox"/> 災害活動班長</td> <td>現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-3 <input type="checkbox"/> 災害活動班長</td> <td>警戒区域の設定について、情報収集整理班に報告する</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 本部事務局長は、警戒区域等の設定を周知する</td> <td>2-1 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長</td> <td>災害活動班、生駒警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長</td> <td>警戒区域の設定状況を取りまとめ、広報班に広報を依頼する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-3 <input type="checkbox"/> 広報班長</td> <td>警戒区域の設定状況をホームページ、報道機関等を通じて広報する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 本部事務局長は、警戒区域等のパトロールを実施する</td> <td>3-1 <input type="checkbox"/> 統括班長</td> <td>災害活動班と連携して、生駒警察署の協力を得て、防犯等のパトロールを実施する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■警戒区域の設定権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>種類</th> <th>要件(内容)</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般</td> <td>市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第73条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td rowspan="2">災害全般</td> <td>市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>水災除く災害</td> <td>火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)</td> <td>消防法第28条</td> </tr> <tr> <td>消防長又は消防署長</td> <td>ガス、火薬、危険物の漏えい等</td> <td>火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)</td> <td>消防法第23条の2</td> </tr> <tr> <td>消防職員又は消防団員</td> <td>洪水</td> <td>水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)</td> <td>水防法第21条</td> </tr> </tbody> </table>	業務	実施内容	参照	業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき			1 市長又は消防部長は、警戒区域等を設定する	1-1 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する		1-2 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる		1-3 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	警戒区域の設定について、情報収集整理班に報告する		業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき			2 本部事務局長は、警戒区域等の設定を周知する	2-1 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	災害活動班、生駒警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する		2-2 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	警戒区域の設定状況を取りまとめ、広報班に広報を依頼する		2-3 <input type="checkbox"/> 広報班長	警戒区域の設定状況をホームページ、報道機関等を通じて広報する		3 本部事務局長は、警戒区域等のパトロールを実施する	3-1 <input type="checkbox"/> 統括班長	災害活動班と連携して、生駒警察署の協力を得て、防犯等のパトロールを実施する		設定権者	種類	要件(内容)	根拠法	市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条	知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条	警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条	自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合	災害対策基本法第63条	消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条	消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2	消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条
業務	実施内容	参照																																																																																																																																							
業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき																																																																																																																																									
1 消防部長は、警戒区域等を設定する	1-1 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する																																																																																																																																							
	1-2 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる																																																																																																																																							
	1-3 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	警戒区域の設定について、情報収集整理班に報告する																																																																																																																																							
業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき																																																																																																																																									
2 本部事務局長は、警戒区域等の設定を周知する	2-1 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	災害活動班、生駒警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する																																																																																																																																							
	2-2 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	警戒区域の設定状況を取りまとめ、広報班に広報を依頼する																																																																																																																																							
	2-3 <input type="checkbox"/> 広報班長	警戒区域の設定状況をホームページ、報道機関等を通じて広報する																																																																																																																																							
3 本部事務局長は、警戒区域等のパトロールを実施する	3-1 <input type="checkbox"/> 統括班長	災害活動班と連携して、生駒警察署の協力を得て、防犯等のパトロールを実施する																																																																																																																																							
設定権者	種類	要件(内容)	根拠法																																																																																																																																						
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条																																																																																																																																						
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条																																																																																																																																						
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条																																																																																																																																						
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条																																																																																																																																						
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合	災害対策基本法第63条																																																																																																																																						
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条																																																																																																																																						
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2																																																																																																																																						
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条																																																																																																																																						
業務	実施内容	参照																																																																																																																																							
業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき																																																																																																																																									
1 市長又は消防部長は、警戒区域等を設定する	1-1 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する																																																																																																																																							
	1-2 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる																																																																																																																																							
	1-3 <input type="checkbox"/> 災害活動班長	警戒区域の設定について、情報収集整理班に報告する																																																																																																																																							
業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき																																																																																																																																									
2 本部事務局長は、警戒区域等の設定を周知する	2-1 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	災害活動班、生駒警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する																																																																																																																																							
	2-2 <input type="checkbox"/> 情報収集整理班長	警戒区域の設定状況を取りまとめ、広報班に広報を依頼する																																																																																																																																							
	2-3 <input type="checkbox"/> 広報班長	警戒区域の設定状況をホームページ、報道機関等を通じて広報する																																																																																																																																							
3 本部事務局長は、警戒区域等のパトロールを実施する	3-1 <input type="checkbox"/> 統括班長	災害活動班と連携して、生駒警察署の協力を得て、防犯等のパトロールを実施する																																																																																																																																							
設定権者	種類	要件(内容)	根拠法																																																																																																																																						
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条																																																																																																																																						
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条																																																																																																																																						
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条																																																																																																																																						
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条																																																																																																																																						
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合	災害対策基本法第63条																																																																																																																																						
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条																																																																																																																																						
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2																																																																																																																																						
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条																																																																																																																																						

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																																				
1-1	【資料編】 資料集	<p>1 災害リスクに関する資料</p> <p>1-1 災害履歴</p> <p>1-1-1 生駒市で発生した主な風水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別 (発生年月日)</th> <th>死傷者</th> <th>家屋被害</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室戸台風 (S9. 9. 21)</td> <td>死者6名 重軽傷者14名</td> <td>資料なし</td> <td>室戸台風による被害は風害である。</td> </tr> <tr> <td>第2室戸台風 (S36. 9. 16)</td> <td>重軽傷者66名</td> <td>現住全壊56戸 現住半壊117戸 非住全壊113戸 非住半壊45戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (S41. 7. 2)</td> <td>死者2名 重傷者1名</td> <td>現住半壊2戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (S47. 7. 11~14)</td> <td>軽傷者1名</td> <td>現住半壊3戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台風10号と低気圧 (S57. 7. 31~8. 3)</td> <td>—</td> <td>現住全壊1戸 現住半壊4戸 非住全壊1戸</td> <td>浸水区域は、竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺部(小瀬町)と生駒駅周辺(谷田町、本町等)であった。</td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (H18. 7. 19)</td> <td>—</td> <td>一部損壊1戸</td> <td>西松ヶ丘では家屋被害が1戸、高山町ではがけ崩れが1件発生した。</td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (H24. 8. 13~8. 14)</td> <td>—</td> <td>床下浸水8戸 工場浸水2件</td> <td>高山町6戸、南田原町1戸、北田原町1戸の計8戸の住家が床下浸水となったほか、工場が高山町1件、北田原町1件と計2件浸水した。</td> </tr> </tbody> </table>	種別 (発生年月日)	死傷者	家屋被害	備考	室戸台風 (S9. 9. 21)	死者6名 重軽傷者14名	資料なし	室戸台風による被害は風害である。	第2室戸台風 (S36. 9. 16)	重軽傷者66名	現住全壊56戸 現住半壊117戸 非住全壊113戸 非住半壊45戸		集中豪雨 (S41. 7. 2)	死者2名 重傷者1名	現住半壊2戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸		集中豪雨 (S47. 7. 11~14)	軽傷者1名	現住半壊3戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸		台風10号と低気圧 (S57. 7. 31~8. 3)	—	現住全壊1戸 現住半壊4戸 非住全壊1戸	浸水区域は、竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺部(小瀬町)と生駒駅周辺(谷田町、本町等)であった。	集中豪雨 (H18. 7. 19)	—	一部損壊1戸	西松ヶ丘では家屋被害が1戸、高山町ではがけ崩れが1件発生した。	集中豪雨 (H24. 8. 13~8. 14)	—	床下浸水8戸 工場浸水2件	高山町6戸、南田原町1戸、北田原町1戸の計8戸の住家が床下浸水となったほか、工場が高山町1件、北田原町1件と計2件浸水した。	<p>1 災害リスクに関する資料</p> <p>1-1 災害履歴</p> <p>1-1-1 生駒市で発生した主な風水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別 (発生年月日)</th> <th>死傷者</th> <th>家屋被害</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室戸台風 (S9. 9. 21)</td> <td>死者6名 重軽傷者14名</td> <td>資料なし</td> <td>室戸台風による被害は風害である。</td> </tr> <tr> <td>第2室戸台風 (S36. 9. 16)</td> <td>重軽傷者66名</td> <td>現住全壊56戸 現住半壊117戸 非住全壊113戸 非住半壊45戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (S41. 7. 2)</td> <td>死者2名 重傷者1名</td> <td>現住半壊2戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (S47. 7. 11~14)</td> <td>軽傷者1名</td> <td>現住半壊3戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台風10号と低気圧 (S57. 7. 31~8. 3)</td> <td>—</td> <td>現住全壊1戸 現住半壊4戸 非住全壊1戸</td> <td>浸水区域は、竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺部(小瀬町)と生駒駅周辺(谷田町、本町等)であった。</td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (H18. 7. 19)</td> <td>—</td> <td>一部損壊1戸</td> <td>西松ヶ丘では家屋被害が1戸、高山町ではがけ崩れが1件発生した。</td> </tr> <tr> <td>集中豪雨 (H24. 8. 13~8. 14)</td> <td>—</td> <td>床下浸水8戸 工場浸水2件</td> <td>高山町6戸、南田原町1戸、北田原町1戸の計8戸の住家が床下浸水となったほか、工場が高山町1件、北田原町1件と計2件浸水した。</td> </tr> <tr> <td>台風18号 (H25. 9. 15~9. 16)</td> <td>—</td> <td>床下浸水1戸 宅地基礎・車庫崩落1件</td> <td>高山町で床下浸水、宅地基礎・車庫崩落が各1件となったほか、宅地や路肩の崩壊や農地災害が多数発生</td> </tr> </tbody> </table>	種別 (発生年月日)	死傷者	家屋被害	備考	室戸台風 (S9. 9. 21)	死者6名 重軽傷者14名	資料なし	室戸台風による被害は風害である。	第2室戸台風 (S36. 9. 16)	重軽傷者66名	現住全壊56戸 現住半壊117戸 非住全壊113戸 非住半壊45戸		集中豪雨 (S41. 7. 2)	死者2名 重傷者1名	現住半壊2戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸		集中豪雨 (S47. 7. 11~14)	軽傷者1名	現住半壊3戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸		台風10号と低気圧 (S57. 7. 31~8. 3)	—	現住全壊1戸 現住半壊4戸 非住全壊1戸	浸水区域は、竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺部(小瀬町)と生駒駅周辺(谷田町、本町等)であった。	集中豪雨 (H18. 7. 19)	—	一部損壊1戸	西松ヶ丘では家屋被害が1戸、高山町ではがけ崩れが1件発生した。	集中豪雨 (H24. 8. 13~8. 14)	—	床下浸水8戸 工場浸水2件	高山町6戸、南田原町1戸、北田原町1戸の計8戸の住家が床下浸水となったほか、工場が高山町1件、北田原町1件と計2件浸水した。	台風18号 (H25. 9. 15~9. 16)	—	床下浸水1戸 宅地基礎・車庫崩落1件	高山町で床下浸水、宅地基礎・車庫崩落が各1件となったほか、宅地や路肩の崩壊や農地災害が多数発生
種別 (発生年月日)	死傷者	家屋被害	備考																																																																				
室戸台風 (S9. 9. 21)	死者6名 重軽傷者14名	資料なし	室戸台風による被害は風害である。																																																																				
第2室戸台風 (S36. 9. 16)	重軽傷者66名	現住全壊56戸 現住半壊117戸 非住全壊113戸 非住半壊45戸																																																																					
集中豪雨 (S41. 7. 2)	死者2名 重傷者1名	現住半壊2戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸																																																																					
集中豪雨 (S47. 7. 11~14)	軽傷者1名	現住半壊3戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸																																																																					
台風10号と低気圧 (S57. 7. 31~8. 3)	—	現住全壊1戸 現住半壊4戸 非住全壊1戸	浸水区域は、竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺部(小瀬町)と生駒駅周辺(谷田町、本町等)であった。																																																																				
集中豪雨 (H18. 7. 19)	—	一部損壊1戸	西松ヶ丘では家屋被害が1戸、高山町ではがけ崩れが1件発生した。																																																																				
集中豪雨 (H24. 8. 13~8. 14)	—	床下浸水8戸 工場浸水2件	高山町6戸、南田原町1戸、北田原町1戸の計8戸の住家が床下浸水となったほか、工場が高山町1件、北田原町1件と計2件浸水した。																																																																				
種別 (発生年月日)	死傷者	家屋被害	備考																																																																				
室戸台風 (S9. 9. 21)	死者6名 重軽傷者14名	資料なし	室戸台風による被害は風害である。																																																																				
第2室戸台風 (S36. 9. 16)	重軽傷者66名	現住全壊56戸 現住半壊117戸 非住全壊113戸 非住半壊45戸																																																																					
集中豪雨 (S41. 7. 2)	死者2名 重傷者1名	現住半壊2戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸																																																																					
集中豪雨 (S47. 7. 11~14)	軽傷者1名	現住半壊3戸 非住全壊3戸 非住半壊1戸																																																																					
台風10号と低気圧 (S57. 7. 31~8. 3)	—	現住全壊1戸 現住半壊4戸 非住全壊1戸	浸水区域は、竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺部(小瀬町)と生駒駅周辺(谷田町、本町等)であった。																																																																				
集中豪雨 (H18. 7. 19)	—	一部損壊1戸	西松ヶ丘では家屋被害が1戸、高山町ではがけ崩れが1件発生した。																																																																				
集中豪雨 (H24. 8. 13~8. 14)	—	床下浸水8戸 工場浸水2件	高山町6戸、南田原町1戸、北田原町1戸の計8戸の住家が床下浸水となったほか、工場が高山町1件、北田原町1件と計2件浸水した。																																																																				
台風18号 (H25. 9. 15~9. 16)	—	床下浸水1戸 宅地基礎・車庫崩落1件	高山町で床下浸水、宅地基礎・車庫崩落が各1件となったほか、宅地や路肩の崩壊や農地災害が多数発生																																																																				

頁	行目等	修正前											修正後(案)																																																																																																																																																																																																																																																									
		1-2-7 ため池要整備箇所一覧 (1) 今後早急に地元ため池管理者と協議対応するため池											1-2-7 防災重点ため池箇所一覧 今後ハザードマップ作成・監視・管理体制の強化が必要なため池																																																																																																																																																																																																																																																									
1-1	【資料編】																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	資料集																																																																																																																																																																																																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">ため池名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="4">ため池の規模</th> <th colspan="3">予想される被害</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>堤高</th> <th>堤長</th> <th>貯水量</th> <th>水位</th> <th>予想危険箇所</th> <th>公共建物</th> <th>道路鉄道</th> <th>田畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>岩井谷池</td> <td>北田原町424</td> <td>8.5</td> <td>50</td> <td>1300</td> <td>2.8</td> <td>堤体・余水吐</td> <td></td> <td>国・市道</td> <td>7</td> <td>堤体及び余水吐等老朽化が進んでいるため、平成28年度工事に伴う測量、設計書作成予定。平成29年度より県営事業として改修工事予定。工事完了後要整備箇所より削除予定。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>上池</td> <td>鹿畑町1289</td> <td>5.4</td> <td>42</td> <td>500</td> <td>3.1</td> <td>堤体・樋管・余水吐</td> <td></td> <td>市道</td> <td>2</td> <td>堤体の内法面が崩落しているため、現在安全水位まで水位を下げて使用中。樋管に若干の漏水あり。余水吐の断面不足もあり改修が急がれる。地元において余水吐切り下げ工事実施中。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ドンデン池</td> <td>小明町1742</td> <td>7.0</td> <td>43</td> <td>1580</td> <td>5.1</td> <td>堤体・樋管</td> <td></td> <td>国・市道</td> <td>1</td> <td>堤体及び樋管ともに老朽化している。洪水吐の一部より漏水があり、堤体に樹木が多く植わっているため、改修が急がれる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>新池</td> <td>高山町5457</td> <td>7.9</td> <td>36</td> <td>2067</td> <td>3</td> <td>堤体・樋管・余水吐</td> <td></td> <td>市道</td> <td>7</td> <td>危険箇所である堤体の樹木の伐採が必要である。樋管の場所が不明。余水吐の断面不足のため早急の整備が必要。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>袋谷池</td> <td>小平尾町521</td> <td>6.7</td> <td>80</td> <td>360</td> <td>4.2</td> <td>堤体・樋管・余水吐</td> <td></td> <td>市道</td> <td>13</td> <td>堤体の内側面に崩落等あり。樋管・余水吐ともに老朽化が進んでいる。平成25年度に地元と協議を行い、改修資金が出来次第改修予定。現在水位を下げて使用中。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>古池</td> <td>鬼取町501</td> <td>7.8</td> <td>38</td> <td>650</td> <td>4.0</td> <td>堤体・樋管・余水吐</td> <td>公民館</td> <td>国・市道</td> <td>10</td> <td>樋管・余水吐ともに老朽化が進んでおり、堤体部分も若干の崩壊がある。下流域に民家が多数あるため地震に際しては点検が必要。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>古池</td> <td>藤原町404</td> <td>4.5</td> <td>55</td> <td>2370</td> <td>3.5</td> <td>堤体・樋管・余水吐</td> <td></td> <td>市道</td> <td>5</td> <td>堤体・樋管の老朽化が激しく、また余水吐の断面不足、池の利用頻度が少ないため、地元において余水吐切り下げ工事を予定。</td> </tr> </tbody> </table>											No.	ため池名	所在地	ため池の規模				予想される被害			備考	堤高	堤長	貯水量	水位	予想危険箇所	公共建物	道路鉄道	田畑	1	岩井谷池	北田原町424	8.5	50	1300	2.8	堤体・余水吐		国・市道	7	堤体及び余水吐等老朽化が進んでいるため、平成28年度工事に伴う測量、設計書作成予定。平成29年度より県営事業として改修工事予定。工事完了後要整備箇所より削除予定。	2	上池	鹿畑町1289	5.4	42	500	3.1	堤体・樋管・余水吐		市道	2	堤体の内法面が崩落しているため、現在安全水位まで水位を下げて使用中。樋管に若干の漏水あり。余水吐の断面不足もあり改修が急がれる。地元において余水吐切り下げ工事実施中。	3	ドンデン池	小明町1742	7.0	43	1580	5.1	堤体・樋管		国・市道	1	堤体及び樋管ともに老朽化している。洪水吐の一部より漏水があり、堤体に樹木が多く植わっているため、改修が急がれる。	4	新池	高山町5457	7.9	36	2067	3	堤体・樋管・余水吐		市道	7	危険箇所である堤体の樹木の伐採が必要である。樋管の場所が不明。余水吐の断面不足のため早急の整備が必要。	5	袋谷池	小平尾町521	6.7	80	360	4.2	堤体・樋管・余水吐		市道	13	堤体の内側面に崩落等あり。樋管・余水吐ともに老朽化が進んでいる。平成25年度に地元と協議を行い、改修資金が出来次第改修予定。現在水位を下げて使用中。	6	古池	鬼取町501	7.8	38	650	4.0	堤体・樋管・余水吐	公民館	国・市道	10	樋管・余水吐ともに老朽化が進んでおり、堤体部分も若干の崩壊がある。下流域に民家が多数あるため地震に際しては点検が必要。	7	古池	藤原町404	4.5	55	2370	3.5	堤体・樋管・余水吐		市道	5	堤体・樋管の老朽化が激しく、また余水吐の断面不足、池の利用頻度が少ないため、地元において余水吐切り下げ工事を予定。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">ため池名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="4">ため池の規模</th> <th rowspan="2">堤防長さ</th> <th rowspan="2">堤防幅</th> <th rowspan="2">上流勾配</th> <th rowspan="2">下流勾配</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>堤高</th> <th>受益面積(㎡)</th> <th>ため池面積(㎡)</th> <th>総貯水量(千m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高山溜池</td> <td>高山町1外</td> <td>23.2</td> <td>500</td> <td>9</td> <td>580</td> <td>139</td> <td>4.35</td> <td>1.4</td> <td>1.8</td> <td>ハザードマップ作成済 耐震調査済</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西山池</td> <td>南田原町2144-2A、61-2、63-65</td> <td>12.5</td> <td>45.5</td> <td>0.116</td> <td>22</td> <td>59</td> <td>3.95</td> <td>2.8</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>喜里池</td> <td>南田原町2063-13</td> <td>20.4</td> <td>45.5</td> <td>2.281</td> <td>120</td> <td>200</td> <td>5.5</td> <td>2</td> <td>1.6</td> <td>耐震調査済</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>岩井谷池</td> <td>北田原町424-1</td> <td>8.55</td> <td>16</td> <td>0.55</td> <td>12</td> <td>50</td> <td>2.6</td> <td>1.4</td> <td>1</td> <td>H28年度より工事予定</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>疋田新池</td> <td>南田原町966-1.2</td> <td>10.9</td> <td>5</td> <td>0.176</td> <td>10.5</td> <td>43</td> <td>2.1</td> <td>2</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>疋田中池</td> <td>南田原町882-1.2</td> <td>10.6</td> <td>5</td> <td>0.202</td> <td>14.5</td> <td>48</td> <td>2.95</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>新池</td> <td>小平尾町530</td> <td>11.4</td> <td>10</td> <td>0.371</td> <td>26.50</td> <td>94</td> <td>2.7</td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>藤城池</td> <td>小平尾町1808-1</td> <td>9.9</td> <td>10</td> <td>0.026</td> <td>9.10</td> <td>64</td> <td>4.4</td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>平群町水道使用</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>新池</td> <td>南田原町2144-61</td> <td>14.60</td> <td>45.5</td> <td>1.330</td> <td>13</td> <td>34</td> <td>21.3</td> <td>0</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>三ツ割池</td> <td>高山町5145-1、2</td> <td>11.7</td> <td>1.5</td> <td>0.034</td> <td>9.60</td> <td>30</td> <td>3.8</td> <td>0</td> <td>1.2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											No.	ため池名	所在地	ため池の規模				堤防長さ	堤防幅	上流勾配	下流勾配	備考	堤高	受益面積(㎡)	ため池面積(㎡)	総貯水量(千m ³)	1	高山溜池	高山町1外	23.2	500	9	580	139	4.35	1.4	1.8	ハザードマップ作成済 耐震調査済	2	西山池	南田原町2144-2A、61-2、63-65	12.5	45.5	0.116	22	59	3.95	2.8	2		3	喜里池	南田原町2063-13	20.4	45.5	2.281	120	200	5.5	2	1.6	耐震調査済	4	岩井谷池	北田原町424-1	8.55	16	0.55	12	50	2.6	1.4	1	H28年度より工事予定	5	疋田新池	南田原町966-1.2	10.9	5	0.176	10.5	43	2.1	2	1.6		6	疋田中池	南田原町882-1.2	10.6	5	0.202	14.5	48	2.95	1.4	1.4		7	新池	小平尾町530	11.4	10	0.371	26.50	94	2.7	1.6	1.8		8	藤城池	小平尾町1808-1	9.9	10	0.026	9.10	64	4.4	1.5	1.2	平群町水道使用	9	新池	南田原町2144-61	14.60	45.5	1.330	13	34	21.3	0	1.5		10	三ツ割池	高山町5145-1、2	11.7	1.5	0.034	9.60	30	3.8	0	1.2	
No.	ため池名	所在地	ため池の規模				予想される被害			備考																																																																																																																																																																																																																																																												
			堤高	堤長	貯水量	水位	予想危険箇所	公共建物	道路鉄道		田畑																																																																																																																																																																																																																																																											
1	岩井谷池	北田原町424	8.5	50	1300	2.8	堤体・余水吐		国・市道	7	堤体及び余水吐等老朽化が進んでいるため、平成28年度工事に伴う測量、設計書作成予定。平成29年度より県営事業として改修工事予定。工事完了後要整備箇所より削除予定。																																																																																																																																																																																																																																																											
2	上池	鹿畑町1289	5.4	42	500	3.1	堤体・樋管・余水吐		市道	2	堤体の内法面が崩落しているため、現在安全水位まで水位を下げて使用中。樋管に若干の漏水あり。余水吐の断面不足もあり改修が急がれる。地元において余水吐切り下げ工事実施中。																																																																																																																																																																																																																																																											
3	ドンデン池	小明町1742	7.0	43	1580	5.1	堤体・樋管		国・市道	1	堤体及び樋管ともに老朽化している。洪水吐の一部より漏水があり、堤体に樹木が多く植わっているため、改修が急がれる。																																																																																																																																																																																																																																																											
4	新池	高山町5457	7.9	36	2067	3	堤体・樋管・余水吐		市道	7	危険箇所である堤体の樹木の伐採が必要である。樋管の場所が不明。余水吐の断面不足のため早急の整備が必要。																																																																																																																																																																																																																																																											
5	袋谷池	小平尾町521	6.7	80	360	4.2	堤体・樋管・余水吐		市道	13	堤体の内側面に崩落等あり。樋管・余水吐ともに老朽化が進んでいる。平成25年度に地元と協議を行い、改修資金が出来次第改修予定。現在水位を下げて使用中。																																																																																																																																																																																																																																																											
6	古池	鬼取町501	7.8	38	650	4.0	堤体・樋管・余水吐	公民館	国・市道	10	樋管・余水吐ともに老朽化が進んでおり、堤体部分も若干の崩壊がある。下流域に民家が多数あるため地震に際しては点検が必要。																																																																																																																																																																																																																																																											
7	古池	藤原町404	4.5	55	2370	3.5	堤体・樋管・余水吐		市道	5	堤体・樋管の老朽化が激しく、また余水吐の断面不足、池の利用頻度が少ないため、地元において余水吐切り下げ工事を予定。																																																																																																																																																																																																																																																											
No.	ため池名	所在地	ため池の規模				堤防長さ	堤防幅	上流勾配	下流勾配	備考																																																																																																																																																																																																																																																											
			堤高	受益面積(㎡)	ため池面積(㎡)	総貯水量(千m ³)																																																																																																																																																																																																																																																																
1	高山溜池	高山町1外	23.2	500	9	580	139	4.35	1.4	1.8	ハザードマップ作成済 耐震調査済																																																																																																																																																																																																																																																											
2	西山池	南田原町2144-2A、61-2、63-65	12.5	45.5	0.116	22	59	3.95	2.8	2																																																																																																																																																																																																																																																												
3	喜里池	南田原町2063-13	20.4	45.5	2.281	120	200	5.5	2	1.6	耐震調査済																																																																																																																																																																																																																																																											
4	岩井谷池	北田原町424-1	8.55	16	0.55	12	50	2.6	1.4	1	H28年度より工事予定																																																																																																																																																																																																																																																											
5	疋田新池	南田原町966-1.2	10.9	5	0.176	10.5	43	2.1	2	1.6																																																																																																																																																																																																																																																												
6	疋田中池	南田原町882-1.2	10.6	5	0.202	14.5	48	2.95	1.4	1.4																																																																																																																																																																																																																																																												
7	新池	小平尾町530	11.4	10	0.371	26.50	94	2.7	1.6	1.8																																																																																																																																																																																																																																																												
8	藤城池	小平尾町1808-1	9.9	10	0.026	9.10	64	4.4	1.5	1.2	平群町水道使用																																																																																																																																																																																																																																																											
9	新池	南田原町2144-61	14.60	45.5	1.330	13	34	21.3	0	1.5																																																																																																																																																																																																																																																												
10	三ツ割池	高山町5145-1、2	11.7	1.5	0.034	9.60	30	3.8	0	1.2																																																																																																																																																																																																																																																												
		(2) 再度詳細調査が必要なため池																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">ため池名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="4">ため池の規模</th> <th rowspan="2">予想危険箇所</th> <th rowspan="2">予想される被害</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>堤高</th> <th>堤長</th> <th>貯水量</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>大池</td> <td>南田原町470</td> <td>8.6</td> <td>73</td> <td>2700</td> <td>4.6</td> <td>堤体</td> <td>国・市道、人家</td> <td>総貯水量が多い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>下ノ池</td> <td>南田原町1100</td> <td>4.8</td> <td>51</td> <td>2200</td> <td>1.7</td> <td>堤体</td> <td>市道、人家</td> <td>法面全体にわたる若干の漏水がある。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>西池</td> <td>萩原町178</td> <td>6.4</td> <td>109</td> <td>11700</td> <td>3.1</td> <td>堤体</td> <td>国・市道、人家</td> <td>総貯水量が多い。堤高が高く堤長も長い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>すがた池</td> <td>密分町521</td> <td>4.7</td> <td>85</td> <td>9000</td> <td>2.5</td> <td>堤体</td> <td>市道、人家</td> <td>総貯水量が多い。堤長が長い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。</td> </tr> </tbody> </table>											No.	ため池名	所在地	ため池の規模				予想危険箇所	予想される被害	備考	堤高	堤長	貯水量	水位	8	大池	南田原町470	8.6	73	2700	4.6	堤体	国・市道、人家	総貯水量が多い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。	9	下ノ池	南田原町1100	4.8	51	2200	1.7	堤体	市道、人家	法面全体にわたる若干の漏水がある。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。	10	西池	萩原町178	6.4	109	11700	3.1	堤体	国・市道、人家	総貯水量が多い。堤高が高く堤長も長い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。	11	すがた池	密分町521	4.7	85	9000	2.5	堤体	市道、人家	総貯水量が多い。堤長が長い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。																																																																																																																																																																																																				
No.	ため池名	所在地	ため池の規模				予想危険箇所	予想される被害	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
			堤高	堤長	貯水量	水位																																																																																																																																																																																																																																																																
8	大池	南田原町470	8.6	73	2700	4.6	堤体	国・市道、人家	総貯水量が多い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。																																																																																																																																																																																																																																																													
9	下ノ池	南田原町1100	4.8	51	2200	1.7	堤体	市道、人家	法面全体にわたる若干の漏水がある。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。																																																																																																																																																																																																																																																													
10	西池	萩原町178	6.4	109	11700	3.1	堤体	国・市道、人家	総貯水量が多い。堤高が高く堤長も長い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。																																																																																																																																																																																																																																																													
11	すがた池	密分町521	4.7	85	9000	2.5	堤体	市道、人家	総貯水量が多い。堤長が長い。地震による決壊が起これば下流域での人的被害が考えられる。																																																																																																																																																																																																																																																													

頁	行目等	修正前				修正後(案)			
		No.	施設名	所在地	災害区分 地震 風水害	No.	施設名	所在地	災害区分 地震 風水害
2-3	【資料編】 資料集	2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所 (1) 指定緊急避難場所 切迫した災害の危険から住民の安全を確保するための場所				2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所 (1) 指定緊急避難場所 切迫した災害の危険から住民の安全を確保するための場所			
		1	生駒北小学校	高山町 12595	○ ○	1	(旧) 生駒北小学校体育館	高山町 12595	○ ○
		2	生駒北中学校	(建設工事中)	○ ○	2	生駒北小中学校	高山町 6794	○ ○
		3	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	○ ○	3	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	○ ○
		4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1丁目 5-2	○ ○	4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1丁目 5-2	○ ○
		5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2丁目 16	○ ○	5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2丁目 16	○ ○
		6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2丁目 3-3	○ ○	6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2丁目 3-3	○ ○
		7	北大和体育館	北大和 3丁目 5077	○ ○	7	北大和体育館	北大和 3丁目 5077	○ ○
		8	真弓小学校	真弓 1丁目 11-15	○ ○	8	真弓小学校	真弓 1丁目 11-15	○ ○
		9	上中学校	上町 3000	○ ○	9	上中学校	上町 3000	○ ○
		10	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	○ ○	10	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	○ ○
		11	あすか野小学校	あすか野南 2丁目 5-1	○ ○	11	あすか野小学校	あすか野南 2丁目 5-1	○ ○
		12	生駒台小学校	新生駒台 1-33	○ ○	12	生駒台小学校	新生駒台 1-33	○ ○
		13	光明中学校	小明町 55	○ ○	13	光明中学校	小明町 55	○ ○
		14	総合公園体育館	小明町 1807-1	○ ○	14	総合公園体育館	小明町 1807-1	○ ○
		15	俵口小学校	俵口町 614-1	○ ○	15	俵口小学校	俵口町 614-1	○ ○
		16	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	○ ×	16	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	○ ×
		17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	○ ○	17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	○ ○
		18	図書会館	辻町 238	○ ○	18	図書会館	辻町 238	○ ○
		19	生駒小学校	山崎町 4-44	○ ○	19	生駒小学校	山崎町 4-44	○ ○
		20	たけまるホール	北新町 9-28	○ ○	20	たけまるホール	北新町 9-28	○ ○
		21	芸術会館美楽来	西松ヶ丘 2-20	○ ○	21	芸術会館美楽来	西松ヶ丘 2-20	○ ○
		22	市民体育館	門前町 9-20	○ ○	22	市民体育館	門前町 9-20	○ ○
		23	コミュニティセンター	元町 1丁目 6-12	○ ○	23	コミュニティセンター	元町 1丁目 6-12	○ ○
		24	生駒東小学校	東生駒 4丁目 398-110	○ ○	24	生駒東小学校	東生駒 4丁目 398-110	○ ○
		25	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	○ ○	25	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	○ ○
		26	壱分小学校	壱分町 356-1	○ ○	26	壱分小学校	壱分町 356-1	○ ○
		27	大瀬中学校	小瀬町 911-1	○ ○	27	大瀬中学校	小瀬町 911-1	○ ○
		28	生駒南小学校	萩原町 335	○ ○	28	生駒南小学校	萩原町 335	○ ○
		29	生駒南中学校	萩原町 90	○ ○	29	生駒南中学校	萩原町 90	○ ○
		30	むかいやま公園体育館	萩原町 673	○ ○	30	むかいやま公園体育館	萩原町 673	○ ○
		31	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	○ ○	31	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	○ ○
		32	生駒南第二小学校	小平尾町 927	○ ○	32	生駒南第二小学校	小平尾町 927	○ ○
		33	井出山体育館	小平尾町 1766-1	○ ○	33	井出山体育館	小平尾町 1766-1	○ ○
34	小平尾町南体育館	小平尾町 1629	○ ○	34	小平尾町南体育館	小平尾町 1629	○ ○		

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2-4	【資料編】 資料集	<p>(2) 指定避難所 被災者が一定期間滞在して避難生活をおくる場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>収容可能人数</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>生駒北小学校</td><td>高山町 12595</td><td>78-1100</td><td>1,370</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>2</td><td>生駒北中学校</td><td>(建設工事中)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>生駒北スポーツセンター</td><td>高山町 166-2</td><td>85-6606</td><td>760</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>4</td><td>鹿ノ台小学校</td><td>鹿ノ台西 1丁目 5-2</td><td>78-6282</td><td>1,550</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>5</td><td>鹿ノ台中学校</td><td>鹿ノ台南 2丁目 16</td><td>78-7231</td><td>1,530</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>6</td><td>鹿ノ台ふれあいホール</td><td>鹿ノ台南 2丁目 3-3</td><td>78-7966</td><td>220</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>7</td><td>北大和体育館</td><td>北大和 3丁目 5077</td><td>78-1617</td><td>160</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>8</td><td>真弓小学校</td><td>真弓 1丁目 11-15</td><td>78-4326</td><td>1,840</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>9</td><td>上中学校</td><td>上町 3000</td><td>78-4140</td><td>2,260</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>10</td><td>北コミュニティセンターISTA はばたき</td><td>上町 1543</td><td>71-3331</td><td>2,170</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>11</td><td>あすか野小学校</td><td>あすか野南 2丁目 5-1</td><td>78-6208</td><td>1,540</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>12</td><td>生駒台小学校</td><td>新生駒台 1-33</td><td>75-0075</td><td>1,730</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>13</td><td>光明中学校</td><td>小明町 55</td><td>74-7447</td><td>1,530</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>14</td><td>総合公園体育館</td><td>小明町 1807-1</td><td>74-7710</td><td>800</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>15</td><td>俵口小学校</td><td>俵口町 614-1</td><td>74-8832</td><td>1,900</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>16</td><td>生駒中学校</td><td>西松ヶ丘 9-19</td><td>75-0071</td><td>2,040</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>17</td><td>桜ヶ丘小学校</td><td>桜ヶ丘 7-15</td><td>75-1980</td><td>1,580</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>18</td><td>図書会館</td><td>辻町 238</td><td>75-5000</td><td>1,030</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>19</td><td>生駒小学校</td><td>山崎町 4-44</td><td>73-4378</td><td>2,240</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>20</td><td>たけまるホール</td><td>北新町 9-28</td><td>75-0101</td><td>980</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>21</td><td>市民体育館</td><td>門前町 9-20</td><td>74-4701</td><td>1,120</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>22</td><td>コミュニティセンター</td><td>元町 1丁目 6-12</td><td>73-0500</td><td>310</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>23</td><td>生駒東小学校</td><td>東生駒 4丁目 398-110</td><td>74-3572</td><td>1,670</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>24</td><td>緑ヶ丘中学校</td><td>緑ヶ丘 2232</td><td>74-8833</td><td>1,950</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>25</td><td>壱分小学校</td><td>壱分町 356-1</td><td>76-8615</td><td>1,580</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>26</td><td>大瀬中学校</td><td>小瀬町 911-1</td><td>77-7891</td><td>1,730</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>27</td><td>生駒南小学校</td><td>萩原町 335</td><td>77-8021</td><td>1,480</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>28</td><td>生駒南中学校</td><td>萩原町 90</td><td>77-8121</td><td>1,520</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>29</td><td>むかいやま公園体育館</td><td>萩原町 673</td><td>77-0330</td><td>250</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>30</td><td>南コミュニティセンターせせらぎ</td><td>小瀬町 18</td><td>77-0001</td><td>1,270</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>31</td><td>生駒南第二小学校</td><td>小平尾町 927</td><td>77-6780</td><td>1,400</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>32</td><td>井出山体育館</td><td>小平尾町 1766-1</td><td>76-6091</td><td>170</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>33</td><td>小平尾町南体育館</td><td>小平尾町 1629</td><td>77-7785</td><td>170</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> </tbody> </table> <p>※生駒中学校は土砂災害特別警戒区域内にあるため、施設使用时には留意が必要</p>	No.	施設名	所在地	電話	収容可能人数	管理責任者	1	生駒北小学校	高山町 12595	78-1100	1,370	学校長	2	生駒北中学校	(建設工事中)				3	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	85-6606	760	スポーツ振興課長	4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1丁目 5-2	78-6282	1,550	学校長	5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2丁目 16	78-7231	1,530	学校長	6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2丁目 3-3	78-7966	220	生涯学習課長	7	北大和体育館	北大和 3丁目 5077	78-1617	160	スポーツ振興課長	8	真弓小学校	真弓 1丁目 11-15	78-4326	1,840	学校長	9	上中学校	上町 3000	78-4140	2,260	学校長	10	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	71-3331	2,170	生涯学習課長	11	あすか野小学校	あすか野南 2丁目 5-1	78-6208	1,540	学校長	12	生駒台小学校	新生駒台 1-33	75-0075	1,730	学校長	13	光明中学校	小明町 55	74-7447	1,530	学校長	14	総合公園体育館	小明町 1807-1	74-7710	800	スポーツ振興課長	15	俵口小学校	俵口町 614-1	74-8832	1,900	学校長	16	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	75-0071	2,040	学校長	17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	75-1980	1,580	学校長	18	図書会館	辻町 238	75-5000	1,030	生涯学習課長	19	生駒小学校	山崎町 4-44	73-4378	2,240	学校長	20	たけまるホール	北新町 9-28	75-0101	980	生涯学習課長	21	市民体育館	門前町 9-20	74-4701	1,120	スポーツ振興課長	22	コミュニティセンター	元町 1丁目 6-12	73-0500	310	生涯学習課長	23	生駒東小学校	東生駒 4丁目 398-110	74-3572	1,670	学校長	24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	74-8833	1,950	学校長	25	壱分小学校	壱分町 356-1	76-8615	1,580	学校長	26	大瀬中学校	小瀬町 911-1	77-7891	1,730	学校長	27	生駒南小学校	萩原町 335	77-8021	1,480	学校長	28	生駒南中学校	萩原町 90	77-8121	1,520	学校長	29	むかいやま公園体育館	萩原町 673	77-0330	250	スポーツ振興課長	30	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	77-0001	1,270	生涯学習課長	31	生駒南第二小学校	小平尾町 927	77-6780	1,400	学校長	32	井出山体育館	小平尾町 1766-1	76-6091	170	スポーツ振興課長	33	小平尾町南体育館	小平尾町 1629	77-7785	170	スポーツ振興課長	<p>(2) 指定避難所 被災者が一定期間滞在して避難生活をおくる場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>収容可能人数</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>(旧)生駒北小学校体育館</td><td>高山町 12595</td><td>78-1100</td><td>170</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>生駒北小中学校</td><td>高山町 6794</td><td>78-1116</td><td>1,360</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>3</td><td>生駒北スポーツセンター</td><td>高山町 166-2</td><td>85-6606</td><td>760</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>4</td><td>鹿ノ台小学校</td><td>鹿ノ台西 1丁目 5-2</td><td>78-6282</td><td>1,550</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>5</td><td>鹿ノ台中学校</td><td>鹿ノ台南 2丁目 16</td><td>78-7231</td><td>1,530</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>6</td><td>鹿ノ台ふれあいホール</td><td>鹿ノ台南 2丁目 3-3</td><td>78-7966</td><td>220</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>7</td><td>北大和体育館</td><td>北大和 3丁目 5077</td><td>78-1617</td><td>160</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>8</td><td>真弓小学校</td><td>真弓 1丁目 11-15</td><td>78-4326</td><td>1,840</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>9</td><td>上中学校</td><td>上町 3000</td><td>78-4140</td><td>2,260</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>10</td><td>北コミュニティセンターISTA はばたき</td><td>上町 1543</td><td>71-3331</td><td>2,170</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>11</td><td>あすか野小学校</td><td>あすか野南 2丁目 5-1</td><td>78-6208</td><td>1,540</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>12</td><td>生駒台小学校</td><td>新生駒台 1-33</td><td>75-0075</td><td>1,730</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>13</td><td>光明中学校</td><td>小明町 55</td><td>74-7447</td><td>1,530</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>14</td><td>総合公園体育館</td><td>小明町 1807-1</td><td>74-7710</td><td>800</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>15</td><td>俵口小学校</td><td>俵口町 614-1</td><td>74-8832</td><td>1,900</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>16</td><td>生駒中学校</td><td>西松ヶ丘 9-19</td><td>75-0071</td><td>2,040</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>17</td><td>桜ヶ丘小学校</td><td>桜ヶ丘 7-15</td><td>75-1980</td><td>1,580</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>18</td><td>図書会館</td><td>辻町 238</td><td>75-5000</td><td>1,030</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>19</td><td>生駒小学校</td><td>山崎町 4-44</td><td>73-4378</td><td>2,240</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>20</td><td>たけまるホール</td><td>北新町 9-28</td><td>75-0101</td><td>980</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>21</td><td>市民体育館</td><td>門前町 9-20</td><td>74-4701</td><td>1,120</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>22</td><td>コミュニティセンター</td><td>元町 1丁目 6-12</td><td>73-0500</td><td>310</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>23</td><td>生駒東小学校</td><td>東生駒 4丁目 398-110</td><td>74-3572</td><td>1,670</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>24</td><td>緑ヶ丘中学校</td><td>緑ヶ丘 2232</td><td>74-8833</td><td>1,950</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>25</td><td>壱分小学校</td><td>壱分町 356-1</td><td>76-8615</td><td>1,580</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>26</td><td>大瀬中学校</td><td>小瀬町 911-1</td><td>77-7891</td><td>1,730</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>27</td><td>生駒南小学校</td><td>萩原町 335</td><td>77-8021</td><td>1,480</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>28</td><td>生駒南中学校</td><td>萩原町 90</td><td>77-8121</td><td>1,520</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>29</td><td>むかいやま公園体育館</td><td>萩原町 673</td><td>77-0330</td><td>250</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>30</td><td>南コミュニティセンターせせらぎ</td><td>小瀬町 18</td><td>77-0001</td><td>1,270</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr><td>31</td><td>生駒南第二小学校</td><td>小平尾町 927</td><td>77-6780</td><td>1,400</td><td>学校長</td></tr> <tr><td>32</td><td>井出山体育館</td><td>小平尾町 1766-1</td><td>76-6091</td><td>170</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> <tr><td>33</td><td>小平尾町南体育館</td><td>小平尾町 1629</td><td>77-7785</td><td>170</td><td>スポーツ振興課長</td></tr> </tbody> </table> <p>※生駒中学校は土砂災害特別警戒区域内にあるため、施設使用时には留意が必要</p>	No.	施設名	所在地	電話	収容可能人数	管理責任者	1	(旧)生駒北小学校体育館	高山町 12595	78-1100	170		2	生駒北小中学校	高山町 6794	78-1116	1,360	学校長	3	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	85-6606	760	スポーツ振興課長	4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1丁目 5-2	78-6282	1,550	学校長	5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2丁目 16	78-7231	1,530	学校長	6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2丁目 3-3	78-7966	220	生涯学習課長	7	北大和体育館	北大和 3丁目 5077	78-1617	160	スポーツ振興課長	8	真弓小学校	真弓 1丁目 11-15	78-4326	1,840	学校長	9	上中学校	上町 3000	78-4140	2,260	学校長	10	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	71-3331	2,170	生涯学習課長	11	あすか野小学校	あすか野南 2丁目 5-1	78-6208	1,540	学校長	12	生駒台小学校	新生駒台 1-33	75-0075	1,730	学校長	13	光明中学校	小明町 55	74-7447	1,530	学校長	14	総合公園体育館	小明町 1807-1	74-7710	800	スポーツ振興課長	15	俵口小学校	俵口町 614-1	74-8832	1,900	学校長	16	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	75-0071	2,040	学校長	17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	75-1980	1,580	学校長	18	図書会館	辻町 238	75-5000	1,030	生涯学習課長	19	生駒小学校	山崎町 4-44	73-4378	2,240	学校長	20	たけまるホール	北新町 9-28	75-0101	980	生涯学習課長	21	市民体育館	門前町 9-20	74-4701	1,120	スポーツ振興課長	22	コミュニティセンター	元町 1丁目 6-12	73-0500	310	生涯学習課長	23	生駒東小学校	東生駒 4丁目 398-110	74-3572	1,670	学校長	24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	74-8833	1,950	学校長	25	壱分小学校	壱分町 356-1	76-8615	1,580	学校長	26	大瀬中学校	小瀬町 911-1	77-7891	1,730	学校長	27	生駒南小学校	萩原町 335	77-8021	1,480	学校長	28	生駒南中学校	萩原町 90	77-8121	1,520	学校長	29	むかいやま公園体育館	萩原町 673	77-0330	250	スポーツ振興課長	30	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	77-0001	1,270	生涯学習課長	31	生駒南第二小学校	小平尾町 927	77-6780	1,400	学校長	32	井出山体育館	小平尾町 1766-1	76-6091	170	スポーツ振興課長	33	小平尾町南体育館	小平尾町 1629	77-7785	170	スポーツ振興課長
No.	施設名	所在地	電話	収容可能人数	管理責任者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	生駒北小学校	高山町 12595	78-1100	1,370	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	生駒北中学校	(建設工事中)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	85-6606	760	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1丁目 5-2	78-6282	1,550	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2丁目 16	78-7231	1,530	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2丁目 3-3	78-7966	220	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	北大和体育館	北大和 3丁目 5077	78-1617	160	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	真弓小学校	真弓 1丁目 11-15	78-4326	1,840	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	上中学校	上町 3000	78-4140	2,260	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	71-3331	2,170	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	あすか野小学校	あすか野南 2丁目 5-1	78-6208	1,540	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	生駒台小学校	新生駒台 1-33	75-0075	1,730	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	光明中学校	小明町 55	74-7447	1,530	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14	総合公園体育館	小明町 1807-1	74-7710	800	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	俵口小学校	俵口町 614-1	74-8832	1,900	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	75-0071	2,040	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	75-1980	1,580	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
18	図書会館	辻町 238	75-5000	1,030	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19	生駒小学校	山崎町 4-44	73-4378	2,240	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20	たけまるホール	北新町 9-28	75-0101	980	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	市民体育館	門前町 9-20	74-4701	1,120	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	コミュニティセンター	元町 1丁目 6-12	73-0500	310	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	生駒東小学校	東生駒 4丁目 398-110	74-3572	1,670	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	74-8833	1,950	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
25	壱分小学校	壱分町 356-1	76-8615	1,580	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
26	大瀬中学校	小瀬町 911-1	77-7891	1,730	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	生駒南小学校	萩原町 335	77-8021	1,480	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
28	生駒南中学校	萩原町 90	77-8121	1,520	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29	むかいやま公園体育館	萩原町 673	77-0330	250	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	77-0001	1,270	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
31	生駒南第二小学校	小平尾町 927	77-6780	1,400	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
32	井出山体育館	小平尾町 1766-1	76-6091	170	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
33	小平尾町南体育館	小平尾町 1629	77-7785	170	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
No.	施設名	所在地	電話	収容可能人数	管理責任者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	(旧)生駒北小学校体育館	高山町 12595	78-1100	170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	生駒北小中学校	高山町 6794	78-1116	1,360	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	85-6606	760	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1丁目 5-2	78-6282	1,550	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2丁目 16	78-7231	1,530	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2丁目 3-3	78-7966	220	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	北大和体育館	北大和 3丁目 5077	78-1617	160	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	真弓小学校	真弓 1丁目 11-15	78-4326	1,840	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	上中学校	上町 3000	78-4140	2,260	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	71-3331	2,170	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	あすか野小学校	あすか野南 2丁目 5-1	78-6208	1,540	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	生駒台小学校	新生駒台 1-33	75-0075	1,730	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	光明中学校	小明町 55	74-7447	1,530	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14	総合公園体育館	小明町 1807-1	74-7710	800	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	俵口小学校	俵口町 614-1	74-8832	1,900	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	75-0071	2,040	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	75-1980	1,580	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
18	図書会館	辻町 238	75-5000	1,030	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19	生駒小学校	山崎町 4-44	73-4378	2,240	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20	たけまるホール	北新町 9-28	75-0101	980	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	市民体育館	門前町 9-20	74-4701	1,120	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	コミュニティセンター	元町 1丁目 6-12	73-0500	310	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	生駒東小学校	東生駒 4丁目 398-110	74-3572	1,670	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	74-8833	1,950	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
25	壱分小学校	壱分町 356-1	76-8615	1,580	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
26	大瀬中学校	小瀬町 911-1	77-7891	1,730	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	生駒南小学校	萩原町 335	77-8021	1,480	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
28	生駒南中学校	萩原町 90	77-8121	1,520	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29	むかいやま公園体育館	萩原町 673	77-0330	250	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	77-0001	1,270	生涯学習課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
31	生駒南第二小学校	小平尾町 927	77-6780	1,400	学校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
32	井出山体育館	小平尾町 1766-1	76-6091	170	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
33	小平尾町南体育館	小平尾町 1629	77-7785	170	スポーツ振興課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

頁 行目等	修正前	修正後(案)																																										
2-6 【資料編】 資料集	<p>2-2 水防法 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等</p> <table border="1" data-bbox="427 457 1590 1018"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>所在地</th> <th>伝達方法</th> <th>避難場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">竜田川</td> <td>俵口町、谷田町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>生駒台小学校、桜ヶ丘小学校、生駒中学校、たけまるホール</td> </tr> <tr> <td>山崎町、新旭ヶ丘、中菜畑1丁目、中菜畑2丁目、西菜畑町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>生駒小学校、緑ヶ丘中学校、生駒東小学校</td> </tr> <tr> <td>壱分町、小瀬町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、大瀬中学校、壱分小学校</td> </tr> <tr> <td>有里町、萩原町、小平尾町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、生駒南第二小学校、井出山体育館、小平尾南体育館</td> </tr> <tr> <td>富雄川</td> <td>高山町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>生駒北小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 浸水想定が2m以下の区域は、2階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。当該欄は最寄りの避難場所を示す。</p>	区域	所在地	伝達方法	避難場所 ^{※1}	竜田川	俵口町、谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒台小学校、桜ヶ丘小学校、生駒中学校、たけまるホール	山崎町、新旭ヶ丘、中菜畑1丁目、中菜畑2丁目、西菜畑町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒小学校、緑ヶ丘中学校、生駒東小学校	壱分町、小瀬町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、大瀬中学校、壱分小学校	有里町、萩原町、小平尾町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、生駒南第二小学校、井出山体育館、小平尾南体育館	富雄川	高山町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒北小学校	<p>2-2 水防法 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等</p> <table border="1" data-bbox="1608 457 2772 1018"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>所在地</th> <th>伝達方法</th> <th>避難場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">竜田川</td> <td>俵口町、谷田町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>生駒台小学校、桜ヶ丘小学校、生駒中学校、たけまるホール</td> </tr> <tr> <td>山崎町、新旭ヶ丘、中菜畑1丁目、中菜畑2丁目、西菜畑町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>生駒小学校、緑ヶ丘中学校、生駒東小学校</td> </tr> <tr> <td>壱分町、小瀬町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、大瀬中学校、壱分小学校</td> </tr> <tr> <td>有里町、萩原町、小平尾町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、生駒南第二小学校、井出山体育館、小平尾南体育館</td> </tr> <tr> <td>富雄川</td> <td>高山町</td> <td>緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡</td> <td>生駒北小中学校・(旧)生駒北小学校体育館</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 浸水想定が2m以下の区域は、2階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。当該欄は最寄りの避難場所を示す。</p>	区域	所在地	伝達方法	避難場所 ^{※1}	竜田川	俵口町、谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒台小学校、桜ヶ丘小学校、生駒中学校、たけまるホール	山崎町、新旭ヶ丘、中菜畑1丁目、中菜畑2丁目、西菜畑町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒小学校、緑ヶ丘中学校、生駒東小学校	壱分町、小瀬町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、大瀬中学校、壱分小学校	有里町、萩原町、小平尾町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、生駒南第二小学校、井出山体育館、小平尾南体育館	富雄川	高山町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒北小中学校・(旧)生駒北小学校体育館
区域	所在地	伝達方法	避難場所 ^{※1}																																									
竜田川	俵口町、谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒台小学校、桜ヶ丘小学校、生駒中学校、たけまるホール																																									
	山崎町、新旭ヶ丘、中菜畑1丁目、中菜畑2丁目、西菜畑町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒小学校、緑ヶ丘中学校、生駒東小学校																																									
	壱分町、小瀬町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、大瀬中学校、壱分小学校																																									
	有里町、萩原町、小平尾町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、生駒南第二小学校、井出山体育館、小平尾南体育館																																									
富雄川	高山町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒北小学校																																									
区域	所在地	伝達方法	避難場所 ^{※1}																																									
竜田川	俵口町、谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒台小学校、桜ヶ丘小学校、生駒中学校、たけまるホール																																									
	山崎町、新旭ヶ丘、中菜畑1丁目、中菜畑2丁目、西菜畑町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒小学校、緑ヶ丘中学校、生駒東小学校																																									
	壱分町、小瀬町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、大瀬中学校、壱分小学校																																									
	有里町、萩原町、小平尾町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	南コミュニティセンターせせらぎ、生駒南中学校、生駒南小学校、生駒南第二小学校、井出山体育館、小平尾南体育館																																									
富雄川	高山町	緊急速報メール、市登録制メール、広報車での呼びかけ、自治会への連絡	生駒北小中学校・(旧)生駒北小学校体育館																																									

行目等	修正前	修正後(案)																																																																																																																																																																														
2-8 【資料編】 資料集	2-3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等 <table border="1" data-bbox="454 394 1573 2037"> <thead> <tr> <th>土砂災害警戒区域の所在地</th> <th>伝達方法</th> <th>避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高山町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒北スポーツセンター体育館 生駒北小学校</td></tr> <tr><td>鹿畑町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>鹿ノ台中学校</td></tr> <tr><td>鹿ノ台北3丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>鹿ノ台小学校</td></tr> <tr><td>鹿ノ台西3丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>鹿ノ台小学校</td></tr> <tr><td>上町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校 北コミュニティセンターISTA はばたき</td></tr> <tr><td>真弓南1丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>真弓小学校</td></tr> <tr><td>あすか野北2丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>あすか野小学校</td></tr> <tr><td>あすか野北3丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>あすか野小学校</td></tr> <tr><td>あすか野南2丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>あすか野小学校</td></tr> <tr><td>白庭台1丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校</td></tr> <tr><td>白庭台4丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校</td></tr> <tr><td>白庭台5丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校</td></tr> <tr><td>生駒台北</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒台小学校</td></tr> <tr><td>生駒台南</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒台小学校</td></tr> <tr><td>北田原町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>(光明中学校)</td></tr> <tr><td>南田原町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>光明中学校</td></tr> <tr><td>小明町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒台小学校 光明中学校</td></tr> <tr><td>光陽台</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>俵口小学校</td></tr> <tr><td>東松ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>たけまるホール</td></tr> <tr><td>西松ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>俵口小学校 たけまるホール</td></tr> <tr><td>俵口町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>俵口小学校</td></tr> <tr><td>谷田町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒小学校 桜ヶ丘小学校</td></tr> <tr><td>辻町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>図書館</td></tr> <tr><td>北新町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>たけまるホール</td></tr> <tr><td>軽井沢町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>緑ヶ丘中学校</td></tr> <tr><td>新旭ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>緑ヶ丘中学校</td></tr> <tr><td>仲之町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>コミュニティセンター 市民体育館</td></tr> <tr><td>西旭ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>コミュニティセンター 緑ヶ丘中学校</td></tr> </tbody> </table>	土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所	高山町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒北スポーツセンター体育館 生駒北小学校	鹿畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台中学校	鹿ノ台北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校	上町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校 北コミュニティセンターISTA はばたき	真弓南1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	真弓小学校	あすか野北2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	あすか野北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	あすか野南2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	白庭台1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校	白庭台4丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校	白庭台5丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校	生駒台北	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校	生駒台南	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校	北田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	(光明中学校)	南田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	光明中学校	小明町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校 光明中学校	光陽台	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校	東松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	西松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校 たけまるホール	俵口町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校	谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒小学校 桜ヶ丘小学校	辻町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	図書館	北新町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	軽井沢町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校	新旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校	仲之町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 市民体育館	西旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 緑ヶ丘中学校	2-3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等 <table border="1" data-bbox="1638 394 2757 2037"> <thead> <tr> <th>土砂災害警戒区域の所在地</th> <th>伝達方法</th> <th>避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高山町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒北スポーツセンター体育館 生駒北中学校、小学校</td></tr> <tr><td>鹿畑町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>鹿ノ台中学校</td></tr> <tr><td>鹿ノ台北3丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>鹿ノ台小学校</td></tr> <tr><td>鹿ノ台西3丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>鹿ノ台小学校</td></tr> <tr><td>上町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校 北コミュニティセンターISTA はばたき</td></tr> <tr><td>真弓南1丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>真弓小学校</td></tr> <tr><td>あすか野北2丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>あすか野小学校</td></tr> <tr><td>あすか野北3丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>あすか野小学校</td></tr> <tr><td>あすか野南2丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>あすか野小学校</td></tr> <tr><td>白庭台1丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校</td></tr> <tr><td>白庭台4丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校</td></tr> <tr><td>白庭台5丁目</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>上中学校</td></tr> <tr><td>生駒台北</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒台小学校</td></tr> <tr><td>生駒台南</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒台小学校</td></tr> <tr><td>北田原町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>(光明中学校)</td></tr> <tr><td>南田原町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>光明中学校</td></tr> <tr><td>小明町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒台小学校 光明中学校</td></tr> <tr><td>光陽台</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>俵口小学校</td></tr> <tr><td>東松ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>たけまるホール</td></tr> <tr><td>西松ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>俵口小学校 たけまるホール</td></tr> <tr><td>俵口町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>俵口小学校</td></tr> <tr><td>谷田町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>生駒小学校 桜ヶ丘小学校</td></tr> <tr><td>辻町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>図書館</td></tr> <tr><td>北新町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>たけまるホール</td></tr> <tr><td>軽井沢町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>緑ヶ丘中学校</td></tr> <tr><td>新旭ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>緑ヶ丘中学校</td></tr> <tr><td>仲之町</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>コミュニティセンター 市民体育館</td></tr> <tr><td>西旭ヶ丘</td><td>緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話</td><td>コミュニティセンター 緑ヶ丘中学校</td></tr> </tbody> </table>	土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所	高山町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒北スポーツセンター体育館 生駒北中学校、小学校	鹿畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台中学校	鹿ノ台北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校	上町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校 北コミュニティセンターISTA はばたき	真弓南1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	真弓小学校	あすか野北2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	あすか野北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	あすか野南2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	白庭台1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校	白庭台4丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校	白庭台5丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校	生駒台北	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校	生駒台南	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校	北田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	(光明中学校)	南田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	光明中学校	小明町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校 光明中学校	光陽台	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校	東松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	西松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校 たけまるホール	俵口町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校	谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒小学校 桜ヶ丘小学校	辻町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	図書館	北新町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	軽井沢町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校	新旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校	仲之町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 市民体育館	西旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 緑ヶ丘中学校
土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所																																																																																																																																																																														
高山町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒北スポーツセンター体育館 生駒北小学校																																																																																																																																																																														
鹿畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台中学校																																																																																																																																																																														
鹿ノ台北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校																																																																																																																																																																														
鹿ノ台西3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校																																																																																																																																																																														
上町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校 北コミュニティセンターISTA はばたき																																																																																																																																																																														
真弓南1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	真弓小学校																																																																																																																																																																														
あすか野北2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校																																																																																																																																																																														
あすか野北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校																																																																																																																																																																														
あすか野南2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校																																																																																																																																																																														
白庭台1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校																																																																																																																																																																														
白庭台4丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校																																																																																																																																																																														
白庭台5丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校																																																																																																																																																																														
生駒台北	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校																																																																																																																																																																														
生駒台南	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校																																																																																																																																																																														
北田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	(光明中学校)																																																																																																																																																																														
南田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	光明中学校																																																																																																																																																																														
小明町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校 光明中学校																																																																																																																																																																														
光陽台	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校																																																																																																																																																																														
東松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール																																																																																																																																																																														
西松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校 たけまるホール																																																																																																																																																																														
俵口町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校																																																																																																																																																																														
谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒小学校 桜ヶ丘小学校																																																																																																																																																																														
辻町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	図書館																																																																																																																																																																														
北新町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール																																																																																																																																																																														
軽井沢町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校																																																																																																																																																																														
新旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校																																																																																																																																																																														
仲之町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 市民体育館																																																																																																																																																																														
西旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 緑ヶ丘中学校																																																																																																																																																																														
土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所																																																																																																																																																																														
高山町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒北スポーツセンター体育館 生駒北中学校、小学校																																																																																																																																																																														
鹿畑町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台中学校																																																																																																																																																																														
鹿ノ台北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校																																																																																																																																																																														
鹿ノ台西3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	鹿ノ台小学校																																																																																																																																																																														
上町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校 北コミュニティセンターISTA はばたき																																																																																																																																																																														
真弓南1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	真弓小学校																																																																																																																																																																														
あすか野北2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校																																																																																																																																																																														
あすか野北3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校																																																																																																																																																																														
あすか野南2丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校																																																																																																																																																																														
白庭台1丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校																																																																																																																																																																														
白庭台4丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校																																																																																																																																																																														
白庭台5丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校																																																																																																																																																																														
生駒台北	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校																																																																																																																																																																														
生駒台南	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校																																																																																																																																																																														
北田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	(光明中学校)																																																																																																																																																																														
南田原町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	光明中学校																																																																																																																																																																														
小明町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校 光明中学校																																																																																																																																																																														
光陽台	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校																																																																																																																																																																														
東松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール																																																																																																																																																																														
西松ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校 たけまるホール																																																																																																																																																																														
俵口町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	俵口小学校																																																																																																																																																																														
谷田町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒小学校 桜ヶ丘小学校																																																																																																																																																																														
辻町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	図書館																																																																																																																																																																														
北新町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール																																																																																																																																																																														
軽井沢町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校																																																																																																																																																																														
新旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	緑ヶ丘中学校																																																																																																																																																																														
仲之町	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 市民体育館																																																																																																																																																																														
西旭ヶ丘	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	コミュニティセンター 緑ヶ丘中学校																																																																																																																																																																														

頁	行目等	修正前					修正後(案)						
		番号	施設名称	所在地	電話番号 (0743)	伝達方法※1	避難場所	番号	施設名称	所在地	電話番号 (0743)	伝達方法※1	避難場所
2- 10	【資料編】 資料集	2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧					2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧						
		1	高山ちどり	高山町 8030	70-1832	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校	1	高山ちどり	高山町 8030	70-1832	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	上中学校
		2	あすか野小学校	あすか野南 2-5-1	78-6208	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	1	あすか野小学校	あすか野南 2-5-1	78-6208	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
		3	あすか野2学童	あすか野南 2-5-1	78-6623	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	2	あすか野2学童	あすか野南 2-5-1	78-6623	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
		4	あすか野幼稚園	あすか野南 2-5-2	78-6292	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校	3	あすか野幼稚園	あすか野南 2-5-2	78-6292	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
		5	阪奈中央病院	俵口町 741	74-8660	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校	4	あすか野保育園	あすか野南 2-1-25	78-4010	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	あすか野小学校
		6	白百合幼稚園	西松ヶ丘 3-40	73-2368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	5	阪奈中央病院	俵口町 741	74-8660	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	生駒台小学校
		7	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	75-0071	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	6	白百合幼稚園	西松ヶ丘 3-40	73-2368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
		8	光明中学校	小明町 55	74-7447	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	光明中学校	7	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	75-0071	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
		9	生駒市デイサービスセンター幸楽	北新町 3-1	74-3333	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	8	光明中学校	小明町 55	74-7447	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	光明中学校
		10	デイセンター憩の家	元町 2-8-46	75-8810	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	9	生駒市デイサービスセンター幸楽	北新町 3-1	74-3333	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
		11	通所介護事業所「梅寿荘デイセンター」	元町 2-14-8	74-6644	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	10	デイセンター憩の家	元町 2-8-46	75-8810	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
		12	こども支援センターあすなる	元町 2-14-8	74-2050	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	11	通所介護事業所「梅寿荘デイセンター」	元町 2-14-8	74-6644	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
		13	いこま乳児院	元町 2-14-8	74-1172	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	12	こども支援センターあすなる	元町 2-14-8	74-2050	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
		14	いこま乳児保育園	元町 2-14-8	74-1174	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	13	いこま乳児院	元町 2-14-8	74-1172	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
		15	愛染寮	元町 2-14-8	74-1172	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	14	いこま乳児保育園	元町 2-14-8	74-1174	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
		16	テクノパークぶらぼの	元町 2-1-19 元町ストレー トビル1階	85-5658	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	15	愛染寮	元町 2-14-8	74-1172	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
		17	ぶらぼのスコラ	元町 2-1-19 元町ストレー トビル1階	85-6397	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール	16	テクノパークぶらぼの	元町 2-1-19 元町ストレー トビル1階	85-5658	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
		18	クラウド介護サービス奈良	門前町 11-5	73-3120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	17	ぶらぼのスコラ	元町 2-1-19 元町ストレー トビル1階	85-6397	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	たけまるホール
		19	リーガルシニア生駒	門前町 11-5	70-8818	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館	18	クラウド介護サービス奈良	門前町 11-5	73-3120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館
						19	リーガルシニア生駒	門前町 11-5	70-8818	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	市民体育館		

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																																																																																									
3-1 2	【資料編】 資料集	<p>3-2-2 雨量観測所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (設置場所)</th> <th>種別</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜田川</td> <td>生駒</td> <td>生駒市門前町 (生駒市民体育館駐車場)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>国土交通省 大和川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>竜田川</td> <td>生駒</td> <td>生駒市山崎町 (生駒市消防本部)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> <tr> <td>竜田川</td> <td>俵口</td> <td>生駒市俵口町 (阪奈道路俵口インター)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> <tr> <td>富雄川</td> <td>高山</td> <td>生駒市高山町 (旧消防署北分署)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）</p> <p>※雨量状況は、国土交通省「川の防災情報」（http://www.river.go.jp/）で公表</p> <p>3-2-3 水位観測所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (量水標)</th> <th>種別</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜田川</td> <td>一分</td> <td>生駒市老分町</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> <tr> <td>富雄川</td> <td>高山</td> <td>生駒市高山町</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）</p> <p>※水位状況は、国土交通省「川の防災情報」（http://www.river.go.jp/）で公表</p> <p>3-2-4 水防警報の種類及び基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>警報の種類</th> <th>内容及び時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>待機</td> <td>水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>準備</td> <td>水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>出動</td> <td>水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。</td> </tr> <tr> <td>第 4 段階</td> <td>解除</td> <td>水防活動終了の通知</td> </tr> <tr> <td>適 宜</td> <td>水位</td> <td>上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。 (注) ただし、待機、準備の 2 段階は省略することができる。</p> <p>参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）</p>	河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	設置者	竜田川	生駒	生駒市門前町 (生駒市民体育館駐車場)	自記テレメータ	国土交通省 大和川河川事務所	竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	竜田川	俵口	生駒市俵口町 (阪奈道路俵口インター)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	富雄川	高山	生駒市高山町 (旧消防署北分署)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	河川名	観測所名	所在地 (量水標)	種別	設置者	竜田川	一分	生駒市老分町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	富雄川	高山	生駒市高山町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	階 級	警報の種類	内容及び時期	第 1 段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。	第 2 段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。	第 3 段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。	第 4 段階	解除	水防活動終了の通知	適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。	<p>3-2-2 雨量観測所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (設置場所)</th> <th>種別</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜田川</td> <td>生駒</td> <td>生駒市門前町 (生駒市民体育館駐車場)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>国土交通省 大和川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>竜田川</td> <td>生駒</td> <td>生駒市山崎町 (生駒市消防本部)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> <tr> <td>竜田川</td> <td>俵口</td> <td>生駒市俵口町 (阪奈道路俵口インター)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> <tr> <td>富雄川</td> <td>高山</td> <td>生駒市高山町 (旧消防署北分署)</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）</p> <p>※雨量状況は、国土交通省「川の防災情報」（http://www.river.go.jp/）で公表</p> <p>3-2-3 水位観測所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (量水標)</th> <th>種別</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜田川</td> <td>一分</td> <td>生駒市老分町</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> <tr> <td>富雄川</td> <td>高山</td> <td>生駒市高山町</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> <tr> <td>竜田川</td> <td>谷田</td> <td>生駒市谷田町</td> <td>自記テレメータ</td> <td>奈良県 郡山土木事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：奈良県水防計画（平成 28 年度）</p> <p>※水位状況は、国土交通省「川の防災情報」（http://www.river.go.jp/）で公表</p> <p>3-2-4 水防警報の種類及び基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>警報の種類</th> <th>内容及び時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>待機</td> <td>水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>準備</td> <td>水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>出動</td> <td>水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。</td> </tr> <tr> <td>第 4 段階</td> <td>解除</td> <td>水防活動終了の通知</td> </tr> <tr> <td>適 宜</td> <td>水位</td> <td>上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。 (注) ただし、待機、準備の 2 段階は省略することができる。</p> <p>参考：奈良県水防計画（平成 27 年度）</p>	河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	設置者	竜田川	生駒	生駒市門前町 (生駒市民体育館駐車場)	自記テレメータ	国土交通省 大和川河川事務所	竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	竜田川	俵口	生駒市俵口町 (阪奈道路俵口インター)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	富雄川	高山	生駒市高山町 (旧消防署北分署)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	河川名	観測所名	所在地 (量水標)	種別	設置者	竜田川	一分	生駒市老分町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	富雄川	高山	生駒市高山町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	竜田川	谷田	生駒市谷田町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所	階 級	警報の種類	内容及び時期	第 1 段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。	第 2 段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。	第 3 段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。	第 4 段階	解除	水防活動終了の通知	適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	設置者																																																																																																																								
竜田川	生駒	生駒市門前町 (生駒市民体育館駐車場)	自記テレメータ	国土交通省 大和川河川事務所																																																																																																																								
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
竜田川	俵口	生駒市俵口町 (阪奈道路俵口インター)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
富雄川	高山	生駒市高山町 (旧消防署北分署)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
河川名	観測所名	所在地 (量水標)	種別	設置者																																																																																																																								
竜田川	一分	生駒市老分町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
富雄川	高山	生駒市高山町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
階 級	警報の種類	内容及び時期																																																																																																																										
第 1 段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。																																																																																																																										
第 2 段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。																																																																																																																										
第 3 段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。																																																																																																																										
第 4 段階	解除	水防活動終了の通知																																																																																																																										
適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。																																																																																																																										
河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	設置者																																																																																																																								
竜田川	生駒	生駒市門前町 (生駒市民体育館駐車場)	自記テレメータ	国土交通省 大和川河川事務所																																																																																																																								
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
竜田川	俵口	生駒市俵口町 (阪奈道路俵口インター)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
富雄川	高山	生駒市高山町 (旧消防署北分署)	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
河川名	観測所名	所在地 (量水標)	種別	設置者																																																																																																																								
竜田川	一分	生駒市老分町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
富雄川	高山	生駒市高山町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
竜田川	谷田	生駒市谷田町	自記テレメータ	奈良県 郡山土木事務所																																																																																																																								
階 級	警報の種類	内容及び時期																																																																																																																										
第 1 段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。																																																																																																																										
第 2 段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。																																																																																																																										
第 3 段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。																																																																																																																										
第 4 段階	解除	水防活動終了の通知																																																																																																																										
適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。																																																																																																																										

頁 行目等	修正前	修正後(案)														
3-2 【資料編】 2 資料集	<table border="1" data-bbox="454 348 1573 611"> <tr> <td data-bbox="454 348 1573 384">水道</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 384 1573 420">61 水道災害相互応援に関する要綱に基づく協定（日本水道協会奈良県支部構成県市町村）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 420 1573 455">62 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定(北和都市水道事業協議会構成市)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 455 1573 491">63 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県及び県下市町村）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 491 1573 527">64 送水管応急給水栓設置等に関する協定（奈良県）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 527 1573 562">65 災害時における応急復旧等に関する協定（生駒市上水道協同組合）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 562 1573 598">66 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（四條畷市）</td> </tr> </table>	水道	61 水道災害相互応援に関する要綱に基づく協定（日本水道協会奈良県支部構成県市町村）	62 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定(北和都市水道事業協議会構成市)	63 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県及び県下市町村）	64 送水管応急給水栓設置等に関する協定（奈良県）	65 災害時における応急復旧等に関する協定（生駒市上水道協同組合）	66 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（四條畷市）	<table border="1" data-bbox="1641 348 2748 611"> <tr> <td data-bbox="1641 348 2748 384">水道</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 384 2748 420">61 水道災害相互応援に関する要綱に基づく協定（日本水道協会奈良県支部構成県市町村）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 420 2748 455">62 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定(北和都市水道事業協議会構成市)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 455 2748 491">63 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県及び県下市町村）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 491 2748 527">64 送水管応急給水栓設置等に関する協定（奈良県）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 527 2748 562">65 災害時における応急復旧等に関する協定（生駒市上水道協同組合）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 562 2748 598">66 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（大阪広域水道企業団）</td> </tr> </table>	水道	61 水道災害相互応援に関する要綱に基づく協定（日本水道協会奈良県支部構成県市町村）	62 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定(北和都市水道事業協議会構成市)	63 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県及び県下市町村）	64 送水管応急給水栓設置等に関する協定（奈良県）	65 災害時における応急復旧等に関する協定（生駒市上水道協同組合）	66 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（大阪広域水道企業団）
水道																
61 水道災害相互応援に関する要綱に基づく協定（日本水道協会奈良県支部構成県市町村）																
62 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定(北和都市水道事業協議会構成市)																
63 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県及び県下市町村）																
64 送水管応急給水栓設置等に関する協定（奈良県）																
65 災害時における応急復旧等に関する協定（生駒市上水道協同組合）																
66 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（四條畷市）																
水道																
61 水道災害相互応援に関する要綱に基づく協定（日本水道協会奈良県支部構成県市町村）																
62 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定(北和都市水道事業協議会構成市)																
63 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県及び県下市町村）																
64 送水管応急給水栓設置等に関する協定（奈良県）																
65 災害時における応急復旧等に関する協定（生駒市上水道協同組合）																
66 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（大阪広域水道企業団）																

頁 行目等	修正前	修正後(案)
<p>3- 【資料編】</p> <p>24 資料集</p>	<p>3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き</p> <p>(1) 災害派遣要請依頼基準</p> <p>市長（本部長）は、次の状況を勘案し、自衛隊の災害派遣要請について検討する。</p> <div data-bbox="489 451 1567 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 人命救助のため応援を必要とするとき</p> <p>イ. 大規模な災害の発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき</p> <p>ウ. 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき</p> <p>エ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき</p> <p>オ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき</p> <p>カ. 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき</p> </div> <p>(2) 災害派遣要請要求方法</p> <p>市長（本部長）の判断に基づき、自衛隊の災害派遣要請が決定された場合は次の事項を明らかにして、原則として文書（様式編の6の(9)参照)により県防災行政無線FAXを利用し、県(防災統括室)に派遣要請を依頼する。ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合には、前記の各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。</p> <div data-bbox="489 877 1531 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由</p> <p>イ. 派遣を希望する期間</p> <p>ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>エ. その他参考となるべき事項</p> </div> <p>■派遣依頼先</p> <div data-bbox="489 1098 1531 1438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>奈良県知事（防災統括室） 奈良市登大路町30 NTT番号 0742-27-8425（防災統括室直通） 0742-22-1101（代表） (FAX) 0742-23-9244 (夜間) 0742-22-1001 県防災行政無線（電話）TN-111-9011 (FAX) TN-111-9210（TN：機関別の発信特番）</p> </div> <p>(3) 災害派遣要請の通知</p> <p>知事への要請依頼ができない場合には、市長（本部長）は、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。</p> <p>この場合、市長（本部長）は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。</p> <p>なお、緊急を要するため、やむを得ず直接自衛隊に要請の通知を行う場合の連絡先は次の通り。</p>	<p>3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き</p> <p>(1) 災害派遣要請依頼基準</p> <p>市長（本部長）は、次の状況を勘案し、自衛隊の災害派遣要請について検討する。</p> <div data-bbox="1676 451 2754 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 人命救助のため応援を必要とするとき</p> <p>イ. 大規模な災害の発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき</p> <p>ウ. 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき</p> <p>エ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき</p> <p>オ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき</p> <p>カ. 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき</p> </div> <p>(2) 災害派遣要請要求方法</p> <p>市長（本部長）の判断に基づき、自衛隊の災害派遣要請が決定された場合は次の事項を明らかにして、原則として文書（様式編の6の(9)参照)により県防災行政無線FAXを利用し、県(防災統括室)に派遣要請を依頼する。ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合には、前記の各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。</p> <div data-bbox="1676 877 2718 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由</p> <p>イ. 派遣を希望する期間</p> <p>ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>エ. その他参考となるべき事項</p> </div> <p>■派遣依頼先</p> <div data-bbox="1676 1098 2718 1438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>奈良県知事（防災統括室） 奈良市登大路町30 NTT番号 0742-27-8425（防災統括室直通） 0742-22-1101（代表） (FAX) 0742-23-9244 (夜間) 0742-22-1001 県防災行政無線（電話）TN-111-9011 (FAX) TN-111-9210（TN：機関別の発信特番）</p> </div> <p>(3) 災害派遣要請の通知</p> <p>知事への要請依頼ができない場合には、市長（本部長）は、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。</p> <p>この場合、市長（本部長）は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。</p> <p>なお、緊急を要するため、やむを得ず直接自衛隊に要請の通知を行う場合の連絡先は次の通り。</p>

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4-2	【資料編】	項追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">設置場所名称 G生駒消防</th> <th rowspan="2">登録名称(全角5文字以内)(登録名称)</th> <th colspan="8">発呼種別</th> <th colspan="3">無線機種別</th> </tr> <tr> <th>一斉</th> <th>全グループ</th> <th>団本部</th> <th>機動第1分団</th> <th>機動第2分団</th> <th>機動第3分団</th> <th>機動第4分団</th> <th>グループ表示(画)</th> <th>個別(呼出)</th> <th>半固定</th> <th>携帯</th> <th>車載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>団本部</td><td>生消団本1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>G団本部</td><td>900</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>団本部</td><td>生消団本2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>G団本部</td><td>901</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>団本部</td><td>生消団本3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>G団本部</td><td>902</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>団本部</td><td>生消団本4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>G団本部</td><td>903</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>機動第1分団</td><td>生消団11</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>G機動第1</td><td>904</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>機動第1分団</td><td>生消団12</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>G機動第1</td><td>905</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>機動第1分団</td><td>生消団13</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>G機動第1</td><td>906</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>機動第1分団</td><td>生消団14</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>G機動第1</td><td>907</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>9</td><td>機動第1分団</td><td>生消団15</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>G機動第1</td><td>908</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10</td><td>機動第1分団</td><td>生消団16</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>G機動第1</td><td>909</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>11</td><td>機動第2分団</td><td>生消団21</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>G機動第2</td><td>910</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>機動第2分団</td><td>生消団22</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>G機動第2</td><td>911</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>機動第2分団</td><td>生消団23</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>G機動第2</td><td>912</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>機動第2分団</td><td>生消団24</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>G機動第2</td><td>913</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>15</td><td>機動第2分団</td><td>生消団25</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>G機動第2</td><td>914</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>16</td><td>機動第3分団</td><td>生消団31</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>G機動第3</td><td>915</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>機動第3分団</td><td>生消団32</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>G機動第3</td><td>916</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>機動第3分団</td><td>生消団33</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>G機動第3</td><td>917</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>機動第3分団</td><td>生消団34</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>G機動第3</td><td>918</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>20</td><td>機動第3分団</td><td>生消団35</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>G機動第3</td><td>919</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>21</td><td>機動第4分団</td><td>生消団41</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>G機動第4</td><td>920</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>機動第4分団</td><td>生消団42</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>G機動第4</td><td>921</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>機動第4分団</td><td>生消団43</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>G機動第4</td><td>922</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>機動第4分団</td><td>生消団44</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>G機動第4</td><td>923</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>25</td><td>機動第4分団</td><td>生消団45</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>G機動第4</td><td>924</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>26</td><td>機動第4分団</td><td>生消団46</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>G機動第4</td><td>925</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	No.	設置場所名称 G生駒消防	登録名称(全角5文字以内)(登録名称)	発呼種別								無線機種別			一斉	全グループ	団本部	機動第1分団	機動第2分団	機動第3分団	機動第4分団	グループ表示(画)	個別(呼出)	半固定	携帯	車載	1	団本部	生消団本1	○	○	○					G団本部	900		○		2	団本部	生消団本2	○	○	○					G団本部	901		○		3	団本部	生消団本3	○	○	○					G団本部	902		○		4	団本部	生消団本4	○	○	○					G団本部	903		○		5	機動第1分団	生消団11		○		○				G機動第1	904		○		6	機動第1分団	生消団12		○		○				G機動第1	905		○		7	機動第1分団	生消団13		○		○				G機動第1	906		○		8	機動第1分団	生消団14		○		○				G機動第1	907		○	○	9	機動第1分団	生消団15		○		○				G機動第1	908		○	○	10	機動第1分団	生消団16		○		○				G機動第1	909		○	○	11	機動第2分団	生消団21		○			○			G機動第2	910		○		12	機動第2分団	生消団22		○			○			G機動第2	911		○		13	機動第2分団	生消団23		○			○			G機動第2	912		○		14	機動第2分団	生消団24		○			○			G機動第2	913		○	○	15	機動第2分団	生消団25		○			○			G機動第2	914		○	○	16	機動第3分団	生消団31		○				○		G機動第3	915		○		17	機動第3分団	生消団32		○				○		G機動第3	916		○		18	機動第3分団	生消団33		○				○		G機動第3	917		○		19	機動第3分団	生消団34		○				○		G機動第3	918		○	○	20	機動第3分団	生消団35		○				○		G機動第3	919		○	○	21	機動第4分団	生消団41		○					○	G機動第4	920		○		22	機動第4分団	生消団42		○					○	G機動第4	921		○		23	機動第4分団	生消団43		○					○	G機動第4	922		○		24	機動第4分団	生消団44		○					○	G機動第4	923		○	○	25	機動第4分団	生消団45		○					○	G機動第4	924		○	○	26	機動第4分団	生消団46		○					○	G機動第4	925		○	○
No.	設置場所名称 G生駒消防	登録名称(全角5文字以内)(登録名称)	発呼種別								無線機種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			一斉	全グループ	団本部	機動第1分団	機動第2分団	機動第3分団	機動第4分団	グループ表示(画)	個別(呼出)	半固定	携帯	車載																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	団本部	生消団本1	○	○	○					G団本部	900		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	団本部	生消団本2	○	○	○					G団本部	901		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	団本部	生消団本3	○	○	○					G団本部	902		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	団本部	生消団本4	○	○	○					G団本部	903		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	機動第1分団	生消団11		○		○				G機動第1	904		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	機動第1分団	生消団12		○		○				G機動第1	905		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	機動第1分団	生消団13		○		○				G機動第1	906		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	機動第1分団	生消団14		○		○				G機動第1	907		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	機動第1分団	生消団15		○		○				G機動第1	908		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10	機動第1分団	生消団16		○		○				G機動第1	909		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11	機動第2分団	生消団21		○			○			G機動第2	910		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	機動第2分団	生消団22		○			○			G機動第2	911		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	機動第2分団	生消団23		○			○			G機動第2	912		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14	機動第2分団	生消団24		○			○			G機動第2	913		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15	機動第2分団	生消団25		○			○			G機動第2	914		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16	機動第3分団	生消団31		○				○		G機動第3	915		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	機動第3分団	生消団32		○				○		G機動第3	916		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
18	機動第3分団	生消団33		○				○		G機動第3	917		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19	機動第3分団	生消団34		○				○		G機動第3	918		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20	機動第3分団	生消団35		○				○		G機動第3	919		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
21	機動第4分団	生消団41		○					○	G機動第4	920		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	機動第4分団	生消団42		○					○	G機動第4	921		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	機動第4分団	生消団43		○					○	G機動第4	922		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
24	機動第4分団	生消団44		○					○	G機動第4	923		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
25	機動第4分団	生消団45		○					○	G機動第4	924		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
26	機動第4分団	生消団46		○					○	G機動第4	925		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																						
4-1	【資料編】	4-3 広報 4-3-1 報道関係機関一覧	4-3 広報 4-3-1 報道関係機関一覧																																																						
8	資料集	(1) 新聞報道機関	(1) 新聞社・通信社																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新聞社</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>読売新聞社大阪本社 奈良支局</td> <td>〒630-8001 奈良市法華寺町 141-1</td> <td>電話 0742-34-1101 FAX 0742-34-1103</td> </tr> <tr> <td>朝日新聞社生駒支局</td> <td>—</td> <td>電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093</td> </tr> <tr> <td>毎日新聞社奈良支局</td> <td>〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目5-7</td> <td>電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020</td> </tr> <tr> <td>産経新聞社奈良支局</td> <td>〒630-8283 奈良市油留木町44-2</td> <td>電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059</td> </tr> <tr> <td>日経新聞社奈良支局</td> <td>〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル5階)</td> <td>電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531</td> </tr> <tr> <td>奈良新聞社本社</td> <td>〒630-8686 奈良市法華寺町2-4</td> <td>電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772</td> </tr> <tr> <td>共同通信社奈良支局</td> <td>〒630-8241 奈良市高天町38-3</td> <td>電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782</td> </tr> <tr> <td>奈良日日新聞社本社</td> <td>〒630-8001 奈良市法華寺町2-4</td> <td>電話 0742-32-2000 FAX 0742-32-1919</td> </tr> </tbody> </table>	新聞社	所在地	電話番号	読売新聞社大阪本社 奈良支局	〒630-8001 奈良市法華寺町 141-1	電話 0742-34-1101 FAX 0742-34-1103	朝日新聞社生駒支局	—	電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093	毎日新聞社奈良支局	〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目5-7	電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020	産経新聞社奈良支局	〒630-8283 奈良市油留木町44-2	電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059	日経新聞社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル5階)	電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531	奈良新聞社本社	〒630-8686 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772	共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782	奈良日日新聞社本社	〒630-8001 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2000 FAX 0742-32-1919	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新聞社</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>読売新聞社大阪本社 奈良支局</td> <td>〒630-8001 奈良市法華寺町 141-1</td> <td>電話 0742-34-1101 FAX 0742-34-1103</td> </tr> <tr> <td>朝日新聞社生駒支局</td> <td>—</td> <td>電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093</td> </tr> <tr> <td>毎日新聞社奈良支局</td> <td>〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目5-7</td> <td>電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020</td> </tr> <tr> <td>産経新聞社奈良支局</td> <td>〒630-8283 奈良市油留木町44-2</td> <td>電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059</td> </tr> <tr> <td>日経新聞社奈良支局</td> <td>〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル5階)</td> <td>電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531</td> </tr> <tr> <td>奈良新聞社本社</td> <td>〒630-8686 奈良市法華寺町2-4</td> <td>電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772</td> </tr> <tr> <td>共同通信社奈良支局</td> <td>〒630-8241 奈良市高天町38-3</td> <td>電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782</td> </tr> <tr> <td>時事通信社奈良支局</td> <td>〒630-8217 奈良市橋本町5 (好生ビル4階)</td> <td>電話 0742-22-4511 (昼間) 0742-22-4505 (夜間) FAX 0742-23-1511</td> </tr> </tbody> </table>	新聞社	所在地	電話番号	読売新聞社大阪本社 奈良支局	〒630-8001 奈良市法華寺町 141-1	電話 0742-34-1101 FAX 0742-34-1103	朝日新聞社生駒支局	—	電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093	毎日新聞社奈良支局	〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目5-7	電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020	産経新聞社奈良支局	〒630-8283 奈良市油留木町44-2	電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059	日経新聞社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル5階)	電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531	奈良新聞社本社	〒630-8686 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772	共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782	時事通信社奈良支局	〒630-8217 奈良市橋本町5 (好生ビル4階)	電話 0742-22-4511 (昼間) 0742-22-4505 (夜間) FAX 0742-23-1511
新聞社	所在地	電話番号																																																							
読売新聞社大阪本社 奈良支局	〒630-8001 奈良市法華寺町 141-1	電話 0742-34-1101 FAX 0742-34-1103																																																							
朝日新聞社生駒支局	—	電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093																																																							
毎日新聞社奈良支局	〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目5-7	電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020																																																							
産経新聞社奈良支局	〒630-8283 奈良市油留木町44-2	電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059																																																							
日経新聞社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル5階)	電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531																																																							
奈良新聞社本社	〒630-8686 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772																																																							
共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782																																																							
奈良日日新聞社本社	〒630-8001 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2000 FAX 0742-32-1919																																																							
新聞社	所在地	電話番号																																																							
読売新聞社大阪本社 奈良支局	〒630-8001 奈良市法華寺町 141-1	電話 0742-34-1101 FAX 0742-34-1103																																																							
朝日新聞社生駒支局	—	電話 0743-75-3091 FAX 0743-75-3093																																																							
毎日新聞社奈良支局	〒630-8114 奈良市芝辻町 4 丁目5-7	電話 0742-34-1521 FAX 0742-34-5020																																																							
産経新聞社奈良支局	〒630-8283 奈良市油留木町44-2	電話 0742-26-6381 FAX 0742-27-2059																																																							
日経新聞社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3 (近鉄高天ビル5階)	電話 0742-23-8440 FAX 0742-23-8531																																																							
奈良新聞社本社	〒630-8686 奈良市法華寺町2-4	電話 0742-32-2113 FAX 0742-32-2772																																																							
共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782																																																							
時事通信社奈良支局	〒630-8217 奈良市橋本町5 (好生ビル4階)	電話 0742-22-4511 (昼間) 0742-22-4505 (夜間) FAX 0742-23-1511																																																							
		(2) テレビ等報道機関	(2) テレビ局																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK奈良放送局</td> <td>〒630-8264 奈良市鍋屋町27</td> <td>電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845</td> </tr> <tr> <td>奈良テレビ放送本社 ・放送センター</td> <td>〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目1-11</td> <td>電話 0742-24-2900 FAX 0742-24-2909</td> </tr> <tr> <td>共同通信社奈良支局</td> <td>〒630-8241 奈良市高天町38-3</td> <td>電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782</td> </tr> <tr> <td>時事通信社</td> <td>〒630-8217 奈良市橋本町5 (好生ビル4階)</td> <td>電話 0742-22-4511 (昼間) 0742-22-4505 (夜間) FAX 0742-23-1511</td> </tr> <tr> <td>近鉄ケーブルネット ワーク(株)放送事業部</td> <td>〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目5</td> <td>電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	NHK奈良放送局	〒630-8264 奈良市鍋屋町27	電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845	奈良テレビ放送本社 ・放送センター	〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目1-11	電話 0742-24-2900 FAX 0742-24-2909	共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782	時事通信社	〒630-8217 奈良市橋本町5 (好生ビル4階)	電話 0742-22-4511 (昼間) 0742-22-4505 (夜間) FAX 0742-23-1511	近鉄ケーブルネット ワーク(株)放送事業部	〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目5	電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK奈良放送局</td> <td>〒630-8540 奈良市鍋屋町27</td> <td>電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845</td> </tr> <tr> <td>奈良テレビ放送本社</td> <td>〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目1-11</td> <td>電話 0742-24-2900 FAX 0742-24-2909</td> </tr> <tr> <td>近鉄ケーブルネット ワーク(株)放送事業部</td> <td>〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目5</td> <td>電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	NHK奈良放送局	〒630-8540 奈良市鍋屋町27	電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845	奈良テレビ放送本社	〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目1-11	電話 0742-24-2900 FAX 0742-24-2909	近鉄ケーブルネット ワーク(株)放送事業部	〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目5	電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543																								
機関名	所在地	電話番号																																																							
NHK奈良放送局	〒630-8264 奈良市鍋屋町27	電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845																																																							
奈良テレビ放送本社 ・放送センター	〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目1-11	電話 0742-24-2900 FAX 0742-24-2909																																																							
共同通信社奈良支局	〒630-8241 奈良市高天町38-3	電話 0742-26-0077 FAX 0742-27-5782																																																							
時事通信社	〒630-8217 奈良市橋本町5 (好生ビル4階)	電話 0742-22-4511 (昼間) 0742-22-4505 (夜間) FAX 0742-23-1511																																																							
近鉄ケーブルネット ワーク(株)放送事業部	〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目5	電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543																																																							
機関名	所在地	電話番号																																																							
NHK奈良放送局	〒630-8540 奈良市鍋屋町27	電話 0742-27-5902 FAX 0742-23-6845																																																							
奈良テレビ放送本社	〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3 丁目1-11	電話 0742-24-2900 FAX 0742-24-2909																																																							
近鉄ケーブルネット ワーク(株)放送事業部	〒630-0213 生駒市東生駒 1 丁目5	電話 0743-75-4744 FAX 0743-75-5543																																																							

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-4	【資料編】 資料集	5-2 物資・輸送 5-2-1 防災倉庫の保管数量表 (1) 備蓄食料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>市役所</th> <th>南コミュニティセンター倉庫</th> <th>北コミュニティセンター倉庫</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾パン</td> <td>食</td> <td></td> <td>576</td> <td>5,016</td> <td></td> <td>1,728</td> <td>288</td> <td>7,608</td> </tr> <tr> <td>アルファ米</td> <td>食</td> <td></td> <td>5,150</td> <td>6,050</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td>サバイバルフーズ</td> <td>食</td> <td></td> <td>5,100</td> <td>6,120</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11,220</td> </tr> <tr> <td>缶詰パン</td> <td>食</td> <td></td> <td>2,928</td> <td>2,688</td> <td></td> <td></td> <td>336</td> <td>5,952</td> </tr> <tr> <td>保存用ビスコ</td> <td>食</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,020</td> <td></td> <td></td> <td>4,020</td> </tr> <tr> <td>えいようかん</td> <td>食</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>565</td> <td>210</td> <td></td> <td>775</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク</td> <td>缶</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※乾パンの「その他」は、避難所12か所に24食ずつ備蓄。缶詰パンの「その他」は、避難所13箇所に24食ずつ備蓄。</p>	品名	単位	市役所	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小学校	中学校	その他	計	乾パン	食		576	5,016		1,728	288	7,608	アルファ米	食		5,150	6,050				11,200	サバイバルフーズ	食		5,100	6,120				11,220	缶詰パン	食		2,928	2,688			336	5,952	保存用ビスコ	食				4,020			4,020	えいようかん	食				565	210		775	粉ミルク	缶	15	15	15				45	5-2 物資・輸送 5-2-1 防災倉庫の保管数量表 (1) 備蓄食料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>市役所</th> <th>南コミュニティセンター倉庫</th> <th>北コミュニティセンター倉庫</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾パン</td> <td>食</td> <td></td> <td>120</td> <td>216</td> <td></td> <td>1,752</td> <td>288</td> <td>2,376</td> </tr> <tr> <td>アルファ米</td> <td>食</td> <td></td> <td>4,900</td> <td>5,700</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>サバイバルフーズ</td> <td>食</td> <td></td> <td>5,100</td> <td>6,120</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11,220</td> </tr> <tr> <td>缶詰パン</td> <td>食</td> <td></td> <td>1,032</td> <td>864</td> <td></td> <td></td> <td>336</td> <td>2,232</td> </tr> <tr> <td>保存用ビスコ</td> <td>食</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,020</td> <td></td> <td></td> <td>4,020</td> </tr> <tr> <td>えいようかん</td> <td>食</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>565</td> <td>210</td> <td></td> <td>775</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク</td> <td>缶</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※乾パンの「その他」は、避難所12か所に24食ずつ備蓄。缶詰パンの「その他」は、避難所13箇所に24食ずつ備蓄。</p>	品名	単位	市役所	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小学校	中学校	その他	計	乾パン	食		120	216		1,752	288	2,376	アルファ米	食		4,900	5,700				10,600	サバイバルフーズ	食		5,100	6,120				11,220	缶詰パン	食		1,032	864			336	2,232	保存用ビスコ	食				4,020			4,020	えいようかん	食				565	210		775	粉ミルク	缶	15	15	15				45																																																																																																																																																																																																																																																																																
品名	単位	市役所	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小学校	中学校	その他	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乾パン	食		576	5,016		1,728	288	7,608																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
アルファ米	食		5,150	6,050				11,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
サバイバルフーズ	食		5,100	6,120				11,220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
缶詰パン	食		2,928	2,688			336	5,952																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
保存用ビスコ	食				4,020			4,020																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
えいようかん	食				565	210		775																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
粉ミルク	缶	15	15	15				45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
品名	単位	市役所	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小学校	中学校	その他	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乾パン	食		120	216		1,752	288	2,376																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
アルファ米	食		4,900	5,700				10,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
サバイバルフーズ	食		5,100	6,120				11,220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
缶詰パン	食		1,032	864			336	2,232																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
保存用ビスコ	食				4,020			4,020																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
えいようかん	食				565	210		775																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
粉ミルク	缶	15	15	15				45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(2) 衣類、衛生用品 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>市役所</th> <th>東側駐車場倉庫</th> <th>山崎浄水場倉庫</th> <th>南コミュニティセンター倉庫</th> <th>北コミュニティセンター倉庫</th> <th>竜田川浄化センター倉庫</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性用パンツ</td> <td>枚</td> <td>68</td> <td></td> <td>250</td> <td>250</td> <td>635</td> <td></td> <td>1,203</td> </tr> <tr> <td>女性用パンツ</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>250</td> <td>250</td> <td>620</td> <td></td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>男女兼用Tシャツ</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>460</td> <td>500</td> <td>300</td> <td></td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>おむつ(乳幼児用)</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>3,234</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,234</td> </tr> <tr> <td>おむつ(大人用)</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>18,524</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18,524</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>3,014</td> <td></td> <td></td> <td>864</td> <td>3,878</td> </tr> <tr> <td>サージカルマスク</td> <td>枚</td> <td></td> <td>69,950</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>69,950</td> </tr> </tbody> </table>	品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	竜田川浄化センター倉庫	計	男性用パンツ	枚	68		250	250	635		1,203	女性用パンツ	枚			250	250	620		1,120	男女兼用Tシャツ	枚			460	500	300		1,260	おむつ(乳幼児用)	枚			3,234				3,234	おむつ(大人用)	枚			18,524				18,524	生理用品	枚			3,014			864	3,878	サージカルマスク	枚		69,950					69,950	(2) 衣類、衛生用品 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>市役所</th> <th>東側駐車場倉庫</th> <th>山崎浄水場倉庫</th> <th>南コミュニティセンター倉庫</th> <th>北コミュニティセンター倉庫</th> <th>竜田川浄化センター倉庫</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性用パンツ</td> <td>枚</td> <td>68</td> <td></td> <td>250</td> <td>250</td> <td>635</td> <td></td> <td>1,203</td> </tr> <tr> <td>女性用パンツ</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>250</td> <td>250</td> <td>620</td> <td></td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>男女兼用Tシャツ</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>460</td> <td>500</td> <td>300</td> <td></td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>おむつ(乳幼児用)</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>3,234</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,234</td> </tr> <tr> <td>おむつ(大人用)</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>18,524</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18,524</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>3,014</td> <td></td> <td></td> <td>864</td> <td>3,878</td> </tr> <tr> <td>サージカルマスク</td> <td>枚</td> <td></td> <td>69,950</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>69,950</td> </tr> </tbody> </table>	品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	竜田川浄化センター倉庫	計	男性用パンツ	枚	68		250	250	635		1,203	女性用パンツ	枚			250	250	620		1,120	男女兼用Tシャツ	枚			460	500	300		1,260	おむつ(乳幼児用)	枚			3,234				3,234	おむつ(大人用)	枚			18,524				18,524	生理用品	枚			3,014			864	3,878	サージカルマスク	枚		69,950					69,950																																																																																																																																																																																																																																																																																
品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	竜田川浄化センター倉庫	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
男性用パンツ	枚	68		250	250	635		1,203																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
女性用パンツ	枚			250	250	620		1,120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
男女兼用Tシャツ	枚			460	500	300		1,260																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
おむつ(乳幼児用)	枚			3,234				3,234																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
おむつ(大人用)	枚			18,524				18,524																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
生理用品	枚			3,014			864	3,878																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
サージカルマスク	枚		69,950					69,950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	竜田川浄化センター倉庫	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
男性用パンツ	枚	68		250	250	635		1,203																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
女性用パンツ	枚			250	250	620		1,120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
男女兼用Tシャツ	枚			460	500	300		1,260																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
おむつ(乳幼児用)	枚			3,234				3,234																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
おむつ(大人用)	枚			18,524				18,524																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
生理用品	枚			3,014			864	3,878																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
サージカルマスク	枚		69,950					69,950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(3) 応急作業用資機材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>市役所</th> <th>東側駐車場倉庫</th> <th>山崎浄水場倉庫</th> <th>南コミュニティセンター倉庫</th> <th>北コミュニティセンター倉庫</th> <th>小瀬水防倉庫</th> <th>山崎水防倉庫</th> <th>高山水防倉庫</th> <th>防災コンテナ</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スコップ</td> <td>本</td> <td></td> <td>10</td> <td>62</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>28</td> <td>6</td> <td>60</td> <td></td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>つるはし</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>24</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>平くわ</td> <td>本</td> <td></td> <td>5</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>かけや</td> <td>本</td> <td></td> <td>5</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>24</td> <td></td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>クリッパー</td> <td>本</td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>バール</td> <td>本</td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>コーン</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>コーンバー</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>三角バリカ</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td>25</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>トラロープ</td> <td>巻</td> <td></td> <td>6</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>土のう</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td>630</td> <td></td> <td></td> <td>270</td> <td>1,047</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>2,047</td> </tr> <tr> <td>土のう袋</td> <td>枚</td> <td></td> <td>400</td> <td>1,620</td> <td></td> <td></td> <td>1,100</td> <td>250</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,370</td> </tr> <tr> <td>ブルーシート</td> <td>枚</td> <td></td> <td>30</td> <td>1,505</td> <td>498</td> <td>450</td> <td>62</td> <td>27</td> <td>4</td> <td>1200</td> <td>610</td> <td>4,386</td> </tr> <tr> <td>鉄くい</td> <td>本</td> <td></td> <td>26</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>木くい</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>70</td> <td>397</td> <td></td> <td></td> <td>477</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ブルーシートの「その他」は、竜田川浄化センター倉庫に500枚と、避難所11か所に10枚ずつ備蓄。</p>	品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小瀬水防倉庫	山崎水防倉庫	高山水防倉庫	防災コンテナ	その他	計	スコップ	本		10	62			4	28	6	60		170	つるはし	本			12			3		1	24		40	平くわ	本		5	16			2	3	2			28	かけや	本		5	34			1	1	1	24		66	クリッパー	本		4	1						24		29	バール	本		5	4						24		33	コーン	個			65								65	コーンバー	本			28								28	三角バリカ	枚			27			27	25	40			119	トラロープ	巻		6	21			1	3	1			32	土のう	個			630			270	1,047	100			2,047	土のう袋	枚		400	1,620			1,100	250				3,370	ブルーシート	枚		30	1,505	498	450	62	27	4	1200	610	4,386	鉄くい	本		26	41								67	木くい	本						10	70	397			477	(3) 応急作業用資機材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>市役所</th> <th>東側駐車場倉庫</th> <th>山崎浄水場倉庫</th> <th>南コミュニティセンター倉庫</th> <th>北コミュニティセンター倉庫</th> <th>小瀬水防倉庫</th> <th>山崎水防倉庫</th> <th>高山水防倉庫</th> <th>防災コンテナ</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スコップ</td> <td>本</td> <td></td> <td>10</td> <td>62</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>28</td> <td>6</td> <td>60</td> <td></td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>つるはし</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>24</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>平くわ</td> <td>本</td> <td></td> <td>5</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>かけや</td> <td>本</td> <td></td> <td>5</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>24</td> <td></td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>クリッパー</td> <td>本</td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>バール</td> <td>本</td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>コーン</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>コーンバー</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>三角バリカ</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td>25</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>トラロープ</td> <td>巻</td> <td></td> <td>6</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>土のう</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td>630</td> <td></td> <td></td> <td>270</td> <td>1,047</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>2,047</td> </tr> <tr> <td>土のう袋</td> <td>枚</td> <td></td> <td>400</td> <td>1,620</td> <td></td> <td></td> <td>1,100</td> <td>250</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,370</td> </tr> <tr> <td>ブルーシート</td> <td>枚</td> <td></td> <td>30</td> <td>1,505</td> <td>498</td> <td>450</td> <td>62</td> <td>27</td> <td>4</td> <td>1200</td> <td>610</td> <td>4,386</td> </tr> <tr> <td>鉄くい</td> <td>本</td> <td></td> <td>26</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>木くい</td> <td>本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>70</td> <td>397</td> <td></td> <td></td> <td>477</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ブルーシートの「その他」は、竜田川浄化センター倉庫に500枚と、避難所11か所に10枚ずつ備蓄。</p>	品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小瀬水防倉庫	山崎水防倉庫	高山水防倉庫	防災コンテナ	その他	計	スコップ	本		10	62			4	28	6	60		170	つるはし	本			12			3		1	24		40	平くわ	本		5	16			2	3	2			28	かけや	本		5	34			1	1	1	24		66	クリッパー	本		4	1						24		29	バール	本		5	4						24		33	コーン	個			65								65	コーンバー	本			28								28	三角バリカ	枚			27			27	25	40			119	トラロープ	巻		6	21			1	3	1			32	土のう	個			630			270	1,047	100			2,047	土のう袋	枚		400	1,620			1,100	250				3,370	ブルーシート	枚		30	1,505	498	450	62	27	4	1200	610	4,386	鉄くい	本		26	41								67	木くい	本						10	70	397			477
品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小瀬水防倉庫	山崎水防倉庫	高山水防倉庫	防災コンテナ	その他	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
スコップ	本		10	62			4	28	6	60		170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
つるはし	本			12			3		1	24		40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
平くわ	本		5	16			2	3	2			28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
かけや	本		5	34			1	1	1	24		66																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
クリッパー	本		4	1						24		29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
バール	本		5	4						24		33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コーン	個			65								65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コーンバー	本			28								28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三角バリカ	枚			27			27	25	40			119																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
トラロープ	巻		6	21			1	3	1			32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
土のう	個			630			270	1,047	100			2,047																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
土のう袋	枚		400	1,620			1,100	250				3,370																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ブルーシート	枚		30	1,505	498	450	62	27	4	1200	610	4,386																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
鉄くい	本		26	41								67																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
木くい	本						10	70	397			477																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
品名	単位	市役所	東側駐車場倉庫	山崎浄水場倉庫	南コミュニティセンター倉庫	北コミュニティセンター倉庫	小瀬水防倉庫	山崎水防倉庫	高山水防倉庫	防災コンテナ	その他	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
スコップ	本		10	62			4	28	6	60		170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
つるはし	本			12			3		1	24		40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
平くわ	本		5	16			2	3	2			28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
かけや	本		5	34			1	1	1	24		66																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
クリッパー	本		4	1						24		29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
バール	本		5	4						24		33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コーン	個			65								65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コーンバー	本			28								28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三角バリカ	枚			27			27	25	40			119																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
トラロープ	巻		6	21			1	3	1			32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
土のう	個			630			270	1,047	100			2,047																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
土のう袋	枚		400	1,620			1,100	250				3,370																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ブルーシート	枚		30	1,505	498	450	62	27	4	1200	610	4,386																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
鉄くい	本		26	41								67																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
木くい	本						10	70	397			477																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

頁 行目等

修正前

修正後(案)

5-7 【資料編】

5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況

5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況

資料集

項目	内容	保有数量	備考
車両	給水タンク車	1,000 L	1台 重力式
		2,000 L	3台 加圧式
給水タンク	給水タンク	300 L	3台 重力式・アルミ製
		1,000 L	2台 重力式・アルミ製
		1,500 L	1台 加圧式・アルミ製
	車両積載用飲料水袋	2,000 L	20袋 ポリエチレン製
その他	飲料水袋	10 L	5,000袋
		5・6 L	5,000袋
	自立式簡易水槽	2,000 L	20台
	仮設給水栓		21台 消火栓設置型

参考：生駒市上下水道部総務課資料（平成27年7月現在）

項目	内容	保有数量	備考
車両	給水タンク車	1,000 L	1台 重力式
		2,000 L	3台 加圧式
給水タンク	給水タンク	300 L	3台 重力式・アルミ製
		1,000 L	2台 重力式・アルミ製
		1,500 L	1台 加圧式・アルミ製
	車両積載用飲料水袋	2,000 L	20袋 ポリエチレン製
その他	飲料水袋	10 L	3,400袋
		5・6 L	6,600袋
	自立式簡易水槽	2,000 L	20台
	仮設給水栓		21台 消火栓設置型

参考：生駒市上下水道部総務課資料（平成29年3月現在）

5-9 【資料編】
資料集

機能区分	道路種別	路線名
第1次	有料道路	第二阪奈道路
	一般国道	国道163号
	一般国道	国道168号(バイパスを含み、旧道を除く)
	主要地方道	奈良生駒線
	主要地方道	大阪生駒線
第2次	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	谷田奈良線
	一般県道	生駒停車場宛木線
第3次	一般国道	国道168号
	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	生駒停車場宛木線
	一般県道	大阪枚岡奈良線
	市道	鹿ノ台東西1号線
	市道	鹿ノ台中央通り線
	市道	西村線
	市道	小明上線
	市道	俵口小明線
	市道	大谷線
	市道	菜畑壺分線
	市道	壺分乙田線
	市道	元町菜畑線
	市道	元町山崎線
市道	奈良阪南田原線	

■緊急輸送道路の機能区分

(1) 第1次緊急輸送道路

- ①県外からの支援を受けるための広域幹線道路(高規格幹線道路、一般国道)
- ②災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点(市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点)を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

機能区分	道路種別	路線名
第1次	有料道路	第二阪奈道路
	一般国道	国道163号
	一般国道	国道168号(バイパスを含み、旧道を除く)
	主要地方道	奈良生駒線
	主要地方道	大阪生駒線
第2次	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	谷田奈良線
	一般県道	生駒停車場宛木線
第3次	一般国道	国道168号
	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	生駒停車場宛木線
	一般県道	大阪枚岡奈良線
	市道	鹿ノ台東西1号線
	市道	鹿ノ台中央通り線
	市道	西村線
	市道	小明上線
	市道	俵口小明線
	市道	大谷線
	市道	菜畑壺分線
	市道	壺分乙田線
	市道	元町菜畑線
	市道	元町山崎線
市道	奈良阪南田原線	

■緊急輸送道路の機能区分

(1) 第1次緊急輸送道路

- ①県外からの支援を受けるための広域幹線道路(高規格幹線道路、一般国道)
- ②災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点(市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点)を連絡する道路

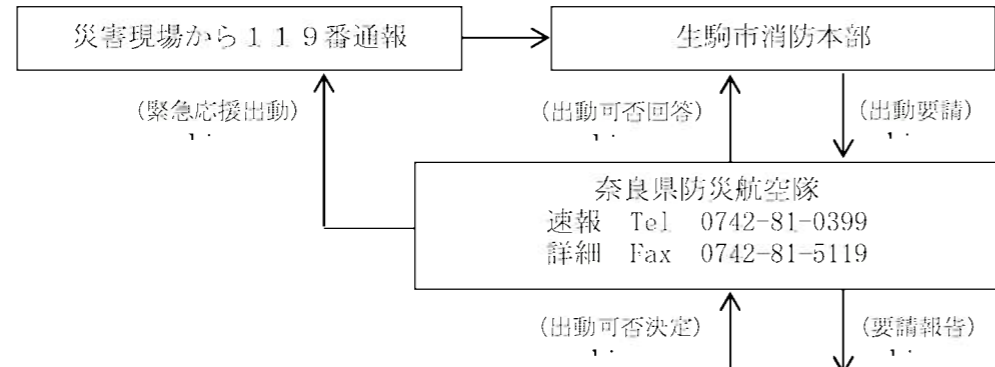
(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

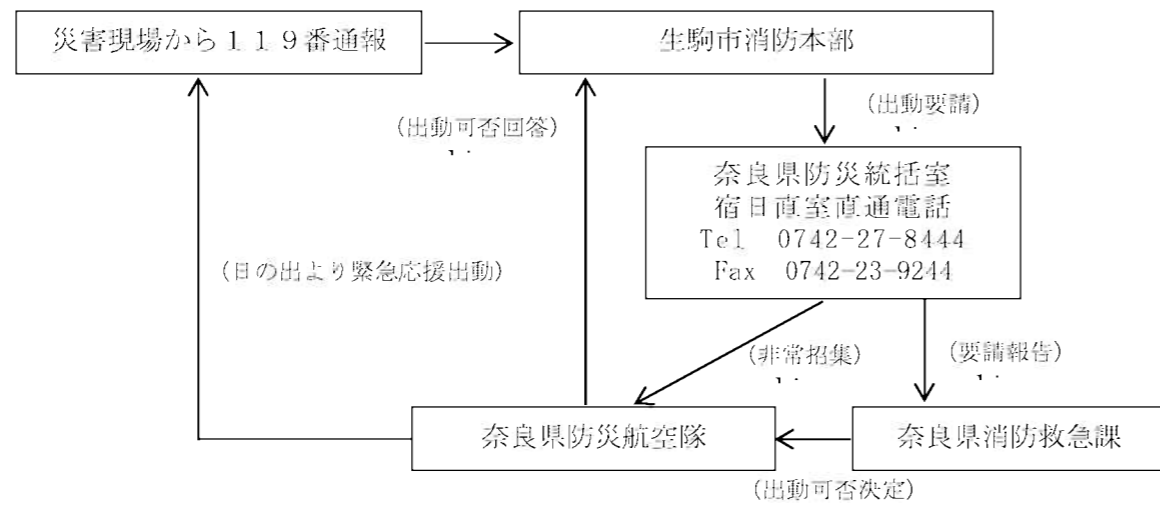
修正前

6-1-3 県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き

■勤務時間内



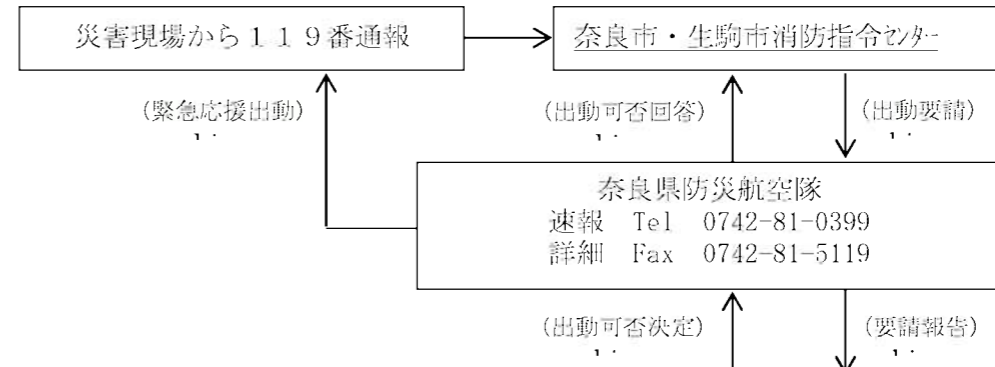
■勤務時間外



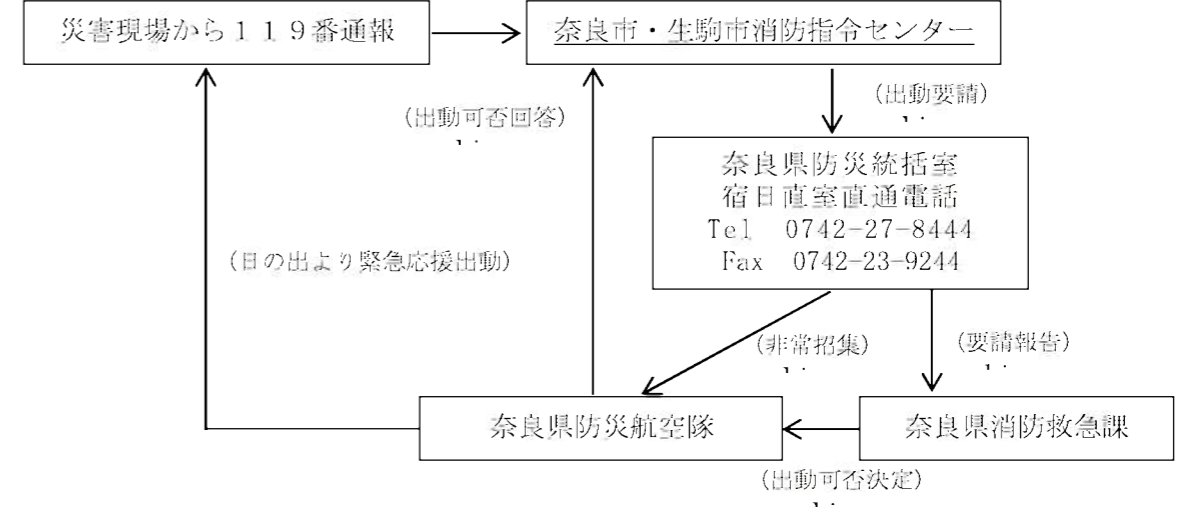
修正後(案)

6-1-3 県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き

■勤務時間内



■勤務時間外



頁	行目等	修正前				修正後(案)			
6-7	【資料編】 資料集	6-2-1 医療機関一覧				6-2-1 医療機関一覧			
		生駒市立病院	東生駒 1-6-2	72-1111	内科、消化器内科、循環器内科、外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、小児科、腎臓泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、麻酔科	生駒市立病院	東生駒 1-6-2	72-1111	内科、消化器内科、循環器内科、外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、小児科、腎臓泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、麻酔科、 <u>血管外科</u>

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																								
7-2	【資料編】 資料集	<p>7-1-2 融資制度等の概要 (1) 緊急支援資金 1) 経済変動対策資金</p> <table border="1" data-bbox="489 420 1587 1365"> <tr> <td data-bbox="489 420 727 798">融資対象</td> <td colspan="2" data-bbox="727 420 1587 798"> 1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者 (1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 (2) 災害により被害を受けた者(事実発生の翌日から1年以内) (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債を有する者(事実発生の翌日から1年以内) (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者 2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 798 727 871">資金使途</td> <td data-bbox="727 798 1023 871">設備資金(上記融資対象者1(3)、2を除く)</td> <td data-bbox="1023 798 1587 871">運転資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 871 727 913">融資限度額</td> <td data-bbox="727 871 1023 913">5,000万円</td> <td data-bbox="1023 871 1587 913">5,000万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 913 727 987">融資期間</td> <td data-bbox="727 913 1023 987">10年以内(内据置1年以内)</td> <td data-bbox="1023 913 1587 987">7年以内(内据置1年以内)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 987 727 1060">融資利率</td> <td data-bbox="727 987 1023 1060">7年以内 1.775% 7年超 1.975%</td> <td data-bbox="1023 987 1587 1060">5年以内 1.775% 5年超 1.975%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 1060 727 1176">担保及び保証人</td> <td colspan="2" data-bbox="727 1060 1587 1176"> 奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて提供 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 1176 727 1218">保証料率</td> <td colspan="2" data-bbox="727 1176 1587 1218">0.45%~1.56%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 1218 727 1365">取扱金融機関</td> <td colspan="2" data-bbox="727 1218 1587 1365"> 商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫 </td> </tr> </table>	融資対象	1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者 (1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 (2) 災害により被害を受けた者(事実発生の翌日から1年以内) (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債を有する者(事実発生の翌日から1年以内) (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者 2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者		資金使途	設備資金(上記融資対象者1(3)、2を除く)	運転資金	融資限度額	5,000万円	5,000万円	融資期間	10年以内(内据置1年以内)	7年以内(内据置1年以内)	融資利率	7年以内 1.775% 7年超 1.975%	5年以内 1.775% 5年超 1.975%	担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて提供 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		保証料率	0.45%~1.56%		取扱金融機関	商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫		<p>7-1-2 融資制度等の概要 (1) 緊急支援資金 1) 経営環境変化・災害対策基金</p> <table border="1" data-bbox="1670 420 2769 1291"> <tr> <td data-bbox="1670 420 1908 798">融資対象</td> <td colspan="3" data-bbox="1908 420 2769 798"> 1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者 (1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 (2) 災害により被害を受けた者(事実発生の翌日から1年以内) (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債を有する者(事実発生の翌日から1年以内) (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者 2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 798 1908 840">資金使途</td> <td data-bbox="1908 798 2205 840">設備資金</td> <td data-bbox="2205 798 2502 840">運転資金</td> <td data-bbox="2502 798 2769 840">建設資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 840 1908 882">融資限度額</td> <td colspan="3" data-bbox="1908 840 2769 882">5,000万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 882 1908 924">融資期間</td> <td colspan="3" data-bbox="1908 882 2769 924">7年以内(内据置1年以内)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 924 1908 997">融資利率</td> <td colspan="3" data-bbox="1908 924 2769 997"> 5年以内 1.775% 5年超 1.975% </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 997 1908 1102">担保及び保証人</td> <td colspan="3" data-bbox="1908 997 2769 1102"> 奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて提供 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 1102 1908 1144">保証料率</td> <td colspan="3" data-bbox="1908 1102 2769 1144">0.45%~1.56%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 1144 1908 1291">取扱金融機関</td> <td colspan="3" data-bbox="1908 1144 2769 1291"> 商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫 </td> </tr> </table>	融資対象	1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者 (1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 (2) 災害により被害を受けた者(事実発生の翌日から1年以内) (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債を有する者(事実発生の翌日から1年以内) (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者 2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者			資金使途	設備資金	運転資金	建設資金	融資限度額	5,000万円			融資期間	7年以内(内据置1年以内)			融資利率	5年以内 1.775% 5年超 1.975%			担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて提供 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要			保証料率	0.45%~1.56%			取扱金融機関	商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫		
融資対象	1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者 (1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 (2) 災害により被害を受けた者(事実発生の翌日から1年以内) (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債を有する者(事実発生の翌日から1年以内) (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者 2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者																																																										
資金使途	設備資金(上記融資対象者1(3)、2を除く)	運転資金																																																									
融資限度額	5,000万円	5,000万円																																																									
融資期間	10年以内(内据置1年以内)	7年以内(内据置1年以内)																																																									
融資利率	7年以内 1.775% 7年超 1.975%	5年以内 1.775% 5年超 1.975%																																																									
担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて提供 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																																																										
保証料率	0.45%~1.56%																																																										
取扱金融機関	商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫																																																										
融資対象	1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者 (1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 (2) 災害により被害を受けた者(事実発生の翌日から1年以内) (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債を有する者(事実発生の翌日から1年以内) (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者 2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者																																																										
資金使途	設備資金	運転資金	建設資金																																																								
融資限度額	5,000万円																																																										
融資期間	7年以内(内据置1年以内)																																																										
融資利率	5年以内 1.775% 5年超 1.975%																																																										
担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて提供 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																																																										
保証料率	0.45%~1.56%																																																										
取扱金融機関	商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫																																																										

頁	行目等	修正前	修正後(案)																																																												
7-4	【資料編】 資料集	<p>(2) 農業者の融資資金 1) 株式会社日本政策金融公庫からの融資</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付対象事業</th> <th>貸付対象者</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>うち据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業施設資金(災害復旧)</td> <td>災害により被害を受け、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金 (1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹間地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用</td> <td>農林漁業を営む者、農協・農協連、土地改良区・同連合、農業共済組合・同連合会等</td> <td>0.40% ~ 0.85% (果樹、共同利用施設は年0.40%~1.00%) (平成26年5月23日現在)</td> <td>(1) 25年以内 (2) 15年以内 (3) 20年以内</td> <td>(1) 10年以内 (2) 3年以内 (3) 3年以内</td> </tr> <tr> <td>経営体育成強化資金</td> <td>経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金</td> <td>農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方</td> <td>1.00% (平成26年6月18日現在)</td> <td>25年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金(災害復旧)</td> <td>農地、牧野又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連等</td> <td>0.40% ~ 1.00% (平成26年6月18日現在)</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により売上が減少したため必要となった事業運転資金</td> <td>農林漁業者</td> <td>0.40% ~ 0.55% (平成26年5月23日現在)</td> <td>10年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動する。</p>	資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間	農林漁業施設資金(災害復旧)	災害により被害を受け、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金 (1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹間地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用	農林漁業を営む者、農協・農協連、土地改良区・同連合、農業共済組合・同連合会等	0.40% ~ 0.85% (果樹、共同利用施設は年0.40%~1.00%) (平成26年5月23日現在)	(1) 25年以内 (2) 15年以内 (3) 20年以内	(1) 10年以内 (2) 3年以内 (3) 3年以内	経営体育成強化資金	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方	1.00% (平成26年6月18日現在)	25年以内	3年以内	農業基盤整備資金(災害復旧)	農地、牧野又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連等	0.40% ~ 1.00% (平成26年6月18日現在)	25年以内	10年以内	農林漁業セーフティネット資金	災害により売上が減少したため必要となった事業運転資金	農林漁業者	0.40% ~ 0.55% (平成26年5月23日現在)	10年以内	3年以内	<p>(2) 農業者の融資資金 1) 株式会社日本政策金融公庫からの融資</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付対象事業</th> <th>貸付対象者</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>うち据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業施設資金(災害復旧)</td> <td>災害により被害を受け、<u>経営に打撃を受けた場合に</u>、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金 (1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹間地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用</td> <td>農林漁業を営む者、農協・農協連、土地改良区・同連合、農業共済組合・同連合会及び農業振興法人等</td> <td>0.16% ~ 0.30% (平成29年1月23日現在)</td> <td>(1) 25年以内 (2) 15年以内 (3) 20年以内</td> <td>(1) 10年以内 (2) 3年以内 (3) 3年以内</td> </tr> <tr> <td>経営体育成強化資金</td> <td>経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金</td> <td>農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方</td> <td>0.30% (平成29年1月23日現在)</td> <td>25年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金(災害復旧)</td> <td>災害により農林漁業者が被害を受け、<u>経営に打撃を受けた場合は、経営の基盤を安定させるために必要な資金</u> 農地、牧野又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連、<u>農業振興法人等</u></td> <td>0.16% ~ 0.30% (平成29年1月23日現在)</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、<u>農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金</u></td> <td>認定農業者、<u>主業農林漁業者</u>、認定新規就業者、<u>集落営農組織</u></td> <td>0.16% (平成29年1月23日現在)</td> <td>10年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動する。</p>	資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間	農林漁業施設資金(災害復旧)	災害により被害を受け、 <u>経営に打撃を受けた場合に</u> 、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金 (1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹間地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用	農林漁業を営む者、農協・農協連、土地改良区・同連合、農業共済組合・同連合会及び農業振興法人等	0.16% ~ 0.30% (平成29年1月23日現在)	(1) 25年以内 (2) 15年以内 (3) 20年以内	(1) 10年以内 (2) 3年以内 (3) 3年以内	経営体育成強化資金	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方	0.30% (平成29年1月23日現在)	25年以内	3年以内	農業基盤整備資金(災害復旧)	災害により農林漁業者が被害を受け、 <u>経営に打撃を受けた場合は、経営の基盤を安定させるために必要な資金</u> 農地、牧野又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連、 <u>農業振興法人等</u>	0.16% ~ 0.30% (平成29年1月23日現在)	25年以内	10年以内	農林漁業セーフティネット資金	自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、 <u>農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金</u>	認定農業者、 <u>主業農林漁業者</u> 、認定新規就業者、 <u>集落営農組織</u>	0.16% (平成29年1月23日現在)	10年以内	3年以内
資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間																																																										
農林漁業施設資金(災害復旧)	災害により被害を受け、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金 (1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹間地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用	農林漁業を営む者、農協・農協連、土地改良区・同連合、農業共済組合・同連合会等	0.40% ~ 0.85% (果樹、共同利用施設は年0.40%~1.00%) (平成26年5月23日現在)	(1) 25年以内 (2) 15年以内 (3) 20年以内	(1) 10年以内 (2) 3年以内 (3) 3年以内																																																										
経営体育成強化資金	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方	1.00% (平成26年6月18日現在)	25年以内	3年以内																																																										
農業基盤整備資金(災害復旧)	農地、牧野又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連等	0.40% ~ 1.00% (平成26年6月18日現在)	25年以内	10年以内																																																										
農林漁業セーフティネット資金	災害により売上が減少したため必要となった事業運転資金	農林漁業者	0.40% ~ 0.55% (平成26年5月23日現在)	10年以内	3年以内																																																										
資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間																																																										
農林漁業施設資金(災害復旧)	災害により被害を受け、 <u>経営に打撃を受けた場合に</u> 、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金 (1) 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹間地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (2) 個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用	農林漁業を営む者、農協・農協連、土地改良区・同連合、農業共済組合・同連合会及び農業振興法人等	0.16% ~ 0.30% (平成29年1月23日現在)	(1) 25年以内 (2) 15年以内 (3) 20年以内	(1) 10年以内 (2) 3年以内 (3) 3年以内																																																										
経営体育成強化資金	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方	0.30% (平成29年1月23日現在)	25年以内	3年以内																																																										
農業基盤整備資金(災害復旧)	災害により農林漁業者が被害を受け、 <u>経営に打撃を受けた場合は、経営の基盤を安定させるために必要な資金</u> 農地、牧野又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連、 <u>農業振興法人等</u>	0.16% ~ 0.30% (平成29年1月23日現在)	25年以内	10年以内																																																										
農林漁業セーフティネット資金	自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、 <u>農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金</u>	認定農業者、 <u>主業農林漁業者</u> 、認定新規就業者、 <u>集落営農組織</u>	0.16% (平成29年1月23日現在)	10年以内	3年以内																																																										

7-5 【資料編】
資料集
【資料編】
資料集

2) 天災資金

種別	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	率(年)	償還期間	貸付限度額	
天災資金	一般天災 注1)	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、取得等農林業経営に必要な資金	被害農林業者 ①農業にあっては、年収量30%以上の減収でかつ年収10%以上の損失額または30%以上の樹体損失額のある者 ②林業にあっては、年収入10%以上の損失額のある者または50%以上の施設損失額のある者	3.0%以内 ～ 6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円	
						法人 2,000万円	
	激甚天災 注1)		天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5%以内	3年以内	個人 250万円
							法人 2,000万円
	一般天災 注1)		天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5%以内	3年以内	組合 2,500万円
							連合会 5,000万円
激甚天災 注1)	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5%以内	3年以内	組合 5,000万円		
					連合会 7,500万円		

注1) 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚天災とは激甚法の適用をも受ける天災をいう。
注2) 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

2) 天災資金

種別	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	率(年)	償還期間	貸付限度額	
天災資金	一般天災 注1)	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜等の購入資金等その他農林漁業経営に必要な資金	被害農林業者 ①農業にあっては、年収量30%以上の減収でかつ年収10%以上の損失額または30%以上の樹体損失額のある者 ②林業にあっては、年収入10%以上の損失額のある者または50%以上の施設損失額のある者	3.0%以内 ～ 6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円	
						法人 2,000万円	
	激甚天災 注1)		天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	施設、在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5%以内	3年以内	個人 250万円
							法人 2,000万円
	一般天災 注1)		天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	施設、在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5%以内	3年以内	組合 2,500万円
							連合会 5,000万円
激甚天災 注1)	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	施設、在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5%以内	3年以内	組合 5,000万円		
					連合会 7,500万円		

注1) 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚天災とは激甚法の適用をも受ける天災をいう。
注2) 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

